

平成29年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月29日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	竹中 宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第49号から議第53号まで
(平成29年度野洲市病院事業会計予算 他4件)
各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第81号及び議第82号
(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他1件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 発議第3号
(野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例)
提出理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 再議について
(発議第3号「野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例」の議決に係る再議について)
提出理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 意見書第5号から意見書第10号まで
(教育勅語を教材として用いることが「否定されることではない」
との閣議決定の撤回を求める意見書(案) 他5件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第5 議員の派遣について

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、6月16日と同様であり、配付を省略しましたので、御了承願います。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、東郷正明議員、第10番、中塚尚憲議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第49号から議第53号まで(平成29年度野洲市病院事業会計予算)他4件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、丸山敬二議員。

○4番(丸山敬二君) 第4番、丸山敬二です。

それでは、総務常任委員会の審査結果の報告を行います。

去る6月15日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告をいたします。

議第52号野洲市税条例の一部を改正する条例について、委員から、所得が1,000万円以下の人は配偶者所得控除がなくなるが、野洲市でこれらの対象となる人数とか金額などはわかるかとの質疑に対し、平成29年度課税データの情報で、所得が1,000万円以上の方は480人ぐらいいる。そのうち控除対象配偶者がおられる方は220人ぐらいであるとの答弁がありました。

また、議案説明の中で、都市緑地法は野洲には該当がないと言っているが、なぜ該当がないものを上げているのかとの質疑に対し、例えば野洲市に該当がないから改正しないということにしたら、次の改正のときに項崩れとか条ずれ、用語の修正とか起きたときに対応できなくなるので、該当あるなしにかかわらず、条例でうたっているものはその都度直していく。また、現在、該当がなくても将来該当となる可能性はあり、あらかじめ制度への対応を行うものであるとの答弁があり、続けて、都市緑地法は緑地保全・緑化推進法と関連していると思うが、説明を求めるとの質疑に対しては、緑地保全・緑化推進法との関連というよりは、都市緑地法が民間による市民緑地の整備を促す制度の創設で、変更され

たことによる改正であるとの答弁がありました。

以上、議第52号を議題として慎重に審査し、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 第1番、稲垣誠亮です。

去る6月15日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、6月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

議第53号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、委員から、市民の健康増進の角度から温水プールを維持しているが、その収支はとの質疑に対し、執行部より、収入は平成28年度において、温水プール使用料1,666万8,730円、そして温水プールのスイミングスクール等の使用料3,636万3,450円である。次に、支出は、温水プールの管理運営業務委託料が主要なものであるが、当初の年額は4,720万320円である。しかしながら、これについては温水プールの臨時休館に伴い契約変更をしているので、最終的には3,936万1,140円である。このほかの経費としては、温水プールのガラスブロック修繕費用としての契約金額は263万3,040円と、途中で破損箇所がふえたことによる40万7,160円の増額費用であるとの答弁がありました。

次に、委員から、収支としては温水プールは採算性がとれており、少々赤字でも市民の健康増進という角度から税金を投入しても構わないという思いをしているが、撤去費は必要だが、高額な費用をかけず、温水プールをまだ存続、営業できる方法は考えられないのかとの質疑に対し、執行部より、天井を撤去して落下の危険をなくすために、建築士から積算してもらった工事費が4,551万5,000円、そして設備の再整備等がかかり、総額約5,000万円以上必要であるとの答弁がありました。

次に、委員から、安全性の確保のため、約5,000万円の経費がかかるという話だが、その経費の内訳を詳細に聞いていないので、採択もあり、もし可能であればいただきたいがとの質疑に対し、執行部より、後ほど資料を複写してお渡しするようにするとの答弁がありました。

次に、委員から、市民から利用を望む声も非常に多く、仮に本会議で本条例案が可決しなかった場合、プールの営業を終了する方向性を変更する可能性はあるのかとの質疑に対し、執行部より、廃止する条例を提案させていただいているとの答弁がありました。

議第53号は、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎です。

去る6月15日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月20日及び21日に各分科会を、また27日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

議第49号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）、議第51号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第2号）、以上3議案を議題として、6月27日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました各予算案について詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長報告で受けました。その後、議第50号について、立入三千男委員ほか3名より修正案の提出がありました。

修正案の内容は、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案は、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、市立病院整備推進事業費に係る関係予算計上分を減額しようとするもので、歳入については基金繰入金を2億5,

693万9,000円増額し、特別会計繰入金で3億1,248万6,000円減額する。また、歳出では、衛生費で主に市立病院整備推進事業に係る病院事業会計貸付金5,000万円及び病院会計出資金495万8,000円を減額するというものであります。

そして、採決の結果、立入三千男委員ほか3名から提出された議第50号に対する修正案については賛成少数でありました。よって、議第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第49号及び議第51号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対し、立入三千男議員ほか3名から、既に配付いたしました文書のとおり、修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

これより修正に対する提出者の説明を求めます。

第19番、立入三千男議員。

○19番（立入三千男君） 19番、立入三千男でございます。

去る6月27日に開催の予算常任委員会に提出いたしました修正の動議と同様の内容ではありますが、本日の本会議へも提出するものでございます。

それでは、提出いたしました議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について、提出者を代表いたしまして一括して御説明を申し上げたいと思っております。

まず、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案は、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、市立病院整備推進事業に係る本予算計上分を減額しようとするものでございます。

さて、そもそも病院整備に関する問題は、平成23年4月11日に現野洲病院から市に対し、新病院基本構想2010が提案されて始まったところでありました。この提案があったきっかけは定かではございませんが、その後、市は市民の代表や病院関係者などの学識

経験者による検討委員会を設置して、今後の市内の中核的医療機関のあり方について検討を重ねられてきたところでもあります。

そして、その後設置されました可能性検討委員会からの提言により、平成24年12月10日には、市長は議会の都市基盤整備特別委員会に野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針素案を提案されましたが、同委員会では採決に至らず、改めて18日の委員会で審議の上、採決が行われ、承認されたところでもあります。

このときの議員の主な反対意見は、市の財政負担を危惧する声や市民負担の増加を心配するものでございました。しかし、採決では、委員長を除き全19名の委員のうち12名が賛成、7名が反対し、3分の1を超える議員の反対があるからと、市長は病院検討を凍結されたところでもあります。このときの市長の判断は、特別多数を念頭に置かれた英断であったと高く評価するものであります。

しかし、平成28年11月の第5回定例会におきまして、野洲市病院事業の設置等に関する条例が、議長を除き全18名の議員のうち10名が賛成、8名が反対し、可決をいたしたところでもあります。また、平成29年2月の第1回定例会と本年5月の第2回臨時会には実施設計予算と議案がいずれも可否同数の後、議長の裁決で否決されました。このように、昨今は可否僅差で可決されたり、否決されたりという状況下にあります。今思えば、3分の1を超える議員の反対があるからと凍結されたのは一体なぜだったのか、不思議ではありません。

また、これまで市民病院整備のための関連予算について、平成27年5月と同年11月に基本設計関係の補正予算が、そして29年3月と本年5月には実施設計予算等の議案が計4回の市議会で否決されたところでもあります。しかし、市長は今定例会に、本年第1回定例会、そして第2回臨時会に、一部国の交付金が計上されているものの今定例会にも基本的にこれまでと同様の市民病院関連予算案を提案しておられます。このような提案の仕方では議会の理解を得られるはずがありません。二元代表制の中で、長は議会制民主主義をどのように考えておられるのか、真意を疑わざるを得ません。

このような市長の優柔不断ともとれる言動に、私はもちろんのこと、市民の皆さんも市の将来を見据えると不安でならないと思います。このようなことでは、市民の不安を払拭することはできません。

以上のことから、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、市立病院整備推進事業費に係る関係予算計上分を減額しようとするものであります。

それでは、内容について御説明いたします。

皆さん方のお手元に配付いたしております別紙並びに参考資料をごらんいただきたいと思っております。

平成29年野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案をごらんください。

第1条第1項中、9,039万4,000円を3,584万7,000円に改め。

（「3,400」の声あり）

○19番（立入三千男君） 何て。

（「3,400」の声あり）

○19番（立入三千男君） 失礼いたしました。もとい、3,484万7,000円に改め、歳入歳出予算の総額を199億6,285万9,000円を199億731万2,000円に改めるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正におきましては、歳入の表については款17、繰入金、項1、基金繰入金を2億5,693万9,000円増額し、11億7,992万1,000円に修正し、また項2、特別会計繰入金を3億1,248万6,000円に減額し、7,726万1,000円に修正するものであります。また、歳出の欄につきましては、款4、衛生費、項1、保健衛生費を5,554万7,000円減額し、6億3,318万7,000円に修正するものです。

次に、歳出の減額の内訳でございますが、お手元の資料に掲載しておりますとおり、衛生費へ……市立病院整備推進事業費に係る病院事業会計貸付金5,000万円及び病院会計出資金495万8,000円等を減額しようとするものでございます。

以上説明といたしますが、新病院整備は本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題だと考えるところであります。将来を真つすぐ見つめることも大事ですが、それと同様に周囲を見渡すことも大事だと考えるところであります。何とぞ議員各位の賢明な御判断をお願いを申し上げ、修正案の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） これより、議第50号に対する修正案に対し、質疑を行います。

御質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時21分 休憩）

（午後1時23分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

立入議員。

○19番（立入三千男君） 先ほど、修正議案の文面中、項2、特別会計繰入金3億1,248万6,000円減額というところに、6,000円にと言うて「に」をつけた、取り消すということで発言を訂正いたします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） では、質疑に入ります。

第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算の修正動議に対する質疑を行います。

新野洲市民病院の早期の建設を願っておられる市民の願いが3月の議会で削除され、病院建設はとまっています。これまで自治連合会や医療、福祉団体などは、市長と議会に早期に建設を求める要望が出されていますけれども、このまま予算が使えなければ、病院建設が進まなくなりますが、6月17日の市民懇談会では多くの市民から早く進めてほしいという意見が出されていますし、また評価委員会の専門部会でも、この計画で病院建設を進めよという結論が出されています。反対されている議員の中には、当初は市内に病院は要らんとおっしゃられた方もおられますが、自治連合会と議員の懇談会から病院を必要と態度が変わりました。市の計画に反対されている議員さんは本当に病院が必要とおられるのか、疑問を持ちます。今回の修正案は、予算が削除されているだけで、対案が全く見えてきません。病院が必要だと言うのなら、病院関連予算を削除するだけでは病院事業がとまってしまうだけです。修正案には、なぜ対案のための予算を組み入れておられないのか、お尋ねします。

また、対案の病院予算が幾らになるのか、お尋ねします。

また、いつまでにどのような病院をどこにつくろうとしておられるのか、そしてどのような方が経営されるのか。

また、市の直営ではない病院と言われていますが、国の公立病院改革プログラムでは、改革と称して経営効率化の名のもと、公立病院の統合、再編、病床削減や財政措置の抑制策を進め、本来国が果たす役割を放棄し、責任を地方自治体に押しつけています。地域医療の中核を成す公立病院は民間にはできない医療サービスを提供できますが、民間になればもうかる診療だけを残して、結局は採算に合わない診療科はやらなくなります。総務省

も、公立病院は民間病院ではできない不採算部門の医療を担う役割があるとして、高齢社会ではますますその役割は重要だとしています。なぜなら、地方自治体の役割は市民の命と健康を守り、誰もが安心して暮らせる町をつくる役割を担っているからです。市の財政が心配と言われますが、収支も2年後には黒字になるとされています。では、対案の病院の収支は何年後にどれだけの黒字になるのか、具体的な説明を求めます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第8番、野並享子議員。

（「違う。答弁を求めます」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 失礼いたしました。

答弁といたしまして、立入議員。

○19番（立入三千男君） ただいまの質問でございますが、私の今回の議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）では、病院関係予算の修正ということで提案を申し上げているところでございまして、ただいま修正案というような中での該当をいたしませんので、お答えすることはできません。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第8番、野並享子議員。

（「何でえな、まだ……やん」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ごめん、ごめん。失礼しました。

東郷議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

今の質疑では、病院関係の予算を修正……ということで答えられないということは、全く病院をつくるという気がない、対案がないということがこれで明らかになったと思います。

以上です。

（「議長、うるさいよ。傍聴席うるさいですよ」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 答弁いたします。立入議員。

（「もん切り発言やから要らない」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 要らない。

次、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算に対する修正動議について質疑を行います。

市立病院整備推進事業費に係る予算計上分を減額する修正案が出されました。市民病院の建設については、6年余り検討が重ねられ、平成32年秋には開設される予定で進められてきました。平成27年11月に否決されたとき、医師会や福祉団体、自治連合会、老人会、元議員や女性の会などが建設を求める署名活動が行われ、9,000余りの方々が賛同され、提出されました。その後も議会への傍聴も第2会場も用意しなければならない状況で、市民の皆さんは切望されています。

昨年の市長選挙では、病院建設を進める山仲市長が再選され、12月には設置条例が可決され、市民病院は建設されると多くの市民は思っておられました。しかし、実施設計予算が3月定例議会、5月の臨時議会で削減され、今回、またしても削減の修正動議が出されました。その提案理由の説明においていろいろ言われておりますので、以下の点について質問をいたします。

平成24年12月の基本方針案が出され、そのときの議案の反対意見は、市の財政負担と市民負担の心配があり、7人が反対したが、賛成12名で可決されました。その後、賛成した議員も調査をし、国会議員にも聞く中で、国からの交付税は県から上がってきたものについてはルールに基づき出ることにも明らかになりました。また、市も直近の野洲病院の収支をもとにシミュレーションをしたものが出され、8年後に黒字になることなど出され、昨年12月の条例で野洲病院を31年に市民病院にすることによって、初年度の3カ月の運転資金も要らなくなり、ことし5月の説明では社会資本整備総合交付金、総額10億5,000万円が交付される内容も加味し、2年後に黒字になるシミュレーションが出されました。市の財政状況も、現在、野洲病院に1億円余り出しており、さらに毎年1億円余りの補助金を出すことは可能という結果も出されています。このような状況で、なぜ市民病院の建設を認められないのか、お尋ねをいたします。

2点目、市長の優柔不断ともとれる言動に市民の不安を払拭することはできないと言われております。市長は優柔不断どころか、一貫して公立病院の建設を貫かれています。少しでも市民の負担を軽くするため検討がされ、駐車場を病院事業会計に入れたほうが交付税措置が25%あり、公営企業債よりも有利になるということも説明を受けました。そのために、用地も含め9億7,600万円増額になりました。また、1病棟50人の患者という計画から、医療関係者のスタッフの要望で1病棟40人ということにしたことによって5階建てや6階建てになり、床面積が9%ふえることや、市民懇談会で、2階に上がるのが階段でなくエスカレーターにしてほしいとか、シャワーだけでなく、お風呂を設置し

てほしいなど、こういった要望を取り入れ、6階にお風呂が設置され、そしてエスカレーターも1人乗り上下がつくことになりました。そして、耐震から免震工法になるなど、病院本体が66億円になりました。しかし、このことにより財政が破綻するのではなく、2年後に病院事業損益は黒字となっています。1病棟40人という体制になれば、看護師や医師の募集も優位に立ってます。しかも、駅前という立地条件であり、これも優位に立ってます。入院されている患者さんや家族にとっても、うれしい結果であります。市民の不安どころか、近隣にない安心できる病院ではないでしょうか。見解を求めたいと思います。

3点目、駅前はだめ、公立はだめ、しかし病院は必要ということを発言されていますが、どのようなところでどのような病院像を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） 先ほどと同じ答弁になるわけですが、私は議第50号の補正予算に対する修正案を提案しているところですが、本趣旨からしてきて、補正予算案の予算についての質問ならばお受けいたしますが、ただいまの質問にお答えすることはできません。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） ただいま立入議員は、減額する修正動議だから、数字以外のことは答えられないということをおっしゃいました。しかし、減額をするという、その根本的に原因があるんでしょう。何で減額するんですか。そこが納得できるように答えていただけませんか。理由があるから減額するんでしょう。数字だけの問題ではないと思いますよ。これだけの市民の方々が来られ、さっきもため息が漏れていたように、答弁されないという事は逃げています。きちっと何で減額をするのか、理由をおっしゃってください。

それと、財政的にきちっと行政は説明をし、市民病院の運営は市民負担が余り大きくならないように、この間検討をされてきました。こうした中で、どうして市民が不安を払拭することができないというふうなことになるんでしょうか。市民の皆さんにとって命と健康を守っていくために、市民病院として、公立の病院として医療と福祉と保健が連携され、そして地域の医師会の先生方も在宅介護をちゃんと引き受けるという形で、この市民病院の建設を望んでおられます。財政的に、先ほど私も言いましたように、今でさえ野洲病院に1億数千万円出しています。そして、あと1億円ぐらいのお金ぐらいは捻出できるということで、財政シミュレーションも出されているではありませんか。こういった形できち

っと裏づけをされて提案をされ、来ているにもかかわらず、そして2年後には黒字になるというシミュレーションも出されている中で、どうして市民が不安を持つんですか。そのぐらいのお金は出していくべきではないでしょうか。

今、この野洲の病院だけでなく、図書館にも、また歴史民俗資料館にも1億数千万円のお金を、市民税をつぎ込んでいます。そして、クリーンセンターは8億円からのお金を予算として計上しています。市民のこういったところに市民税を使われている。そうした中で、2億円、今、払って、野洲病院に出している、プラス1億円を出すということがどうして悪いんでしょうか。どうしてそれが不安になって市民に広がっていくんでしょうか。しっかりと説明をしていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） 同じことを申し上げますが、私は修正案の提案。

（「……」の声あり）

○19番（立入三千男君） やかましいな。静かにしてください。

（「……ないやろう」「……うるさい」の声あり）

○19番（立入三千男君） きのうも議員間討議でお話しさせてもらってるように、市民として当初は56億、次、76億、86億、このごろ、直近では、今言う91億。そのような建設費がころころ変わるというような、十二分な精査をしているんですかというような議員間で討議もしてきたように、私は今言うように、やはり市民のコンセンサスが要る、そういうようなことで、まあ個人で例えれば、家建てるのに家族で相談して、2,000万という家建てるのに、それが3,000万なり、4,000万なる。中身はよくなっていても、やはり肝心の財源とか、そういうようなことも考えなければならないというようなことで。そんな背景のもとで、私は今言うように、病院というようなものには駅前ということと直営ということに異議を唱えていると。もちろん市民の健康を守るために病院を否定する人は誰もおられないと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今ので私の質問に対する答弁にはなっておりません。病院の会計そのものが膨れ上がっていったというのは、きちっと説明がされています。何で上がったのか。先ほど私も言いましたように、企業債を発行するよりか、病院事業債のほうが25%交付税が算入されるということで、9億からの駐車場を組み込みました。一番最初は

土地が入っていなかったから土地を企業会計に入れたんです。それも皆さんわかっていてでしょう。一番最初は土地も何もなく、病院だけの部分の提案しかされていませんでした。でも、市民の皆さんの負担が少しでも少なくなるようにということで、この間進められてきて、最後の基本設計の中で膨れ上がったというのは、それは市民の皆さんが市民懇談会で、エスカレーターをつけてほしいな、お風呂がシャワーだけでなく、やっぱり大きなお風呂が欲しいなとか、いろんな声を出された。それと、耐震じゃなく免震にしたほうがいいということで平米36万円が40万円になったという、それも説明受けたじゃありませんか。そういうことが何でこころろ変わってどんどん膨れ上がるという、やみくもに出されたものではありませんよ。しかも、それで財政が破綻すると言うんだったら本当にもう心配になりますが、2年後に黒字というシミュレーションも出ているではありませんか。そういう中で、今出されている病院の予算を削減していくというふうなことは、本当に市民の皆さん、今、野洲病院で働いておられるスタッフの皆さんも、本当に野洲の市議会、本当に命を守るという、そういうことを議会としてやってもらっているんだろうかという、そういう思いになっておられるんじゃないでしょうか。

公共交通機関を利用できるという、すごく利便性のいい場所であります。これはもう一番最初のときからこのことは言われていました。平成23年10月のあり方懇のときにも、市民の結節点となっている駅周辺に立地された場合、既存の公共交通機関が活用できるため、通院することが容易である。医療スタッフ等を確保する観点からも、JRで勤務する医師などを確保する場合、有利と明示されています。また、24年7月のこの可能性検討委員会の提言でも同じことが書かれております。もうその当時から駅前が一番結節点にあって、そして医師の確保や看護師さんの確保、いろんな方々の確保が有利であるということをおっしゃって進んできております。そういう中で、市民の皆さんも駅前に病院ができれば、誰かに頼んで自動車で行かなくても公共交通機関が使えるから、どこからでも病院に行けるということで、本当に駅前に一日も早くつくってほしいということを願っておられます。

今の立入議員の答弁では、全く市民のそういった願いに応えられる内容ではありません。対案を示されないというのは余りにも無責任ではないでしょうか。削減をするのであれば。

(拍手)

○議長（坂口哲哉君） 静かにしてください。

○ 8 番（野並享子君）　　こういうふうな病院をつくっていく、そういうことを示してこそ対案であり、この減額というのが真実味が帯びてくるんと違いますか。予算だけ削って、あと対案がないという、本当に無責任な、私、今の答弁であったと思います。

　　以上です。

○ 議長（坂口哲哉君）　　立入議員、答弁ありませんか。なければ。

　　傍聴席の方、ちょっと静かにしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

　　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題となっております議第 49 号から議第 53 号まで、並びに議第 50 号に対する修正案、平成 29 年度野洲市病院事業会計予算他 5 件について討論を行います。

　　討論はございませんか。

　　暫時休憩いたします。

（午後 1 時 48 分　休憩）

（午後 1 時 49 分　再開）

○ 議長（坂口哲哉君）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

　　討論通告書が提出されていますので、これを許します。

　　なお、議第 50 号原案及び議第 50 号に対する修正案については一括して行います。また、議第 50 号に対する討論の順序については、修正案は原案に反対の意見表明であるため、討論は、まず原案に賛成する者から行い、次に原案にも修正案にも反対する者、原案に賛成する者、原案に反対で修正案に賛成する者の順序で行います。

　　それでは、まず議第 50 号原案及び議第 50 号に対する修正案について、第 8 番、野並享子議員。

○ 8 番（野並享子君）　　済みません、ちょっと休憩してください。

○ 議長（坂口哲哉君）　　暫時休憩いたします。

（午後 1 時 50 分　休憩）

（午後 1 時 51 分　再開）

○ 議長（坂口哲哉君）　　休憩前に引き続き、再開いたします。

　　第 8 番、野並享子議員。

○ 8 番（野並享子君）　　済みません。議第 49 号平成 29 年度野洲病院事業会計予算、議第 50 号平成 29 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号）、議第 51 号平成 29 年度野洲市

土地取得特別会計補正予算（第2号）について、賛成討論を行います。

今回で3回目の病院関係の予算案です。多くの市民が早期の建設を願っています。駅前に医療、保健、福祉が連携され、商業交流施設も併設される計画に、市民から歓迎の声を聞きました。基本設計図面では、1階に健診のフロアや、訪問看護や包括支援センターも設置され、在宅介護の相談ができ、健康教室や講座もできるホールもあり、健康を主眼に置いた内容となっています。診察は2階に配置され、総合窓口があり、再診の方は直接それぞれの受付に行くことができ、近隣の新しい病院並みの配置となっています。

市民懇談会で、2階に行くのに階段でなくエスカレーターの設置が求められていましたが、基本設計で1人用のエスカレーターの上りと下りの設置がされることになりました。また、入院の方にシャワーだけでなくお風呂も欲しいという声が出ていましたが、6階に設置するというので、市民の声が反映した設計となっています。また、野洲病院の先生の方々の声も反映をし、1病棟50人の患者さんでなく、40人の患者さんにしてきめ細かな対応ができるようにされたことにより、5階建てが6階建てになり、費用が5億円増えましたが、スタッフの皆さんが働きやすくしていくということは、看護師不足の中、積極的に求人が行える強みになり、市民のためにもなります。予約による診察であり、朝に行列ができるということにはなりません。

今回、社会資本整備総合交付金が10億円余り来ることになり、事業費が91億円から81億円になり、当初計画より下がり、医療損益も7年後に黒字、また2年後には黒字という、そういうふうなものも出されております。それだけ出なく、国が駅前に市民病院を建設することを了解し、今後の高齢化社会には駅前に病院を建設することにゴーサインを出したのです。これから10年、20年後には免許証を返納しなければならない市民もふえてきます。そのとき、全ての公共機関は駅から出発し、駅に帰ってくる状況であり、さらに循環バスもことしの予算で運行計画の見直しがされ、早く駅に到着することができま。どこの地域に住んでいても、公共交通を使って病院に通院や看護をすることができま

す。

商業交流施設には、図書館の分室、レストラン、薬局、観光案内所もでき、これからのまちづくりにとって駅前のにぎわいと健康、医療、教育が充実した駅前に生まれ変わります。最近、駅前に土地があいているところでは病院建設が進んでいます。民間病院も駅前に進出してきています。ショッピングセンターは郊外の広い土地に、そして駅前には病院というのがこれからの流れではないでしょうか。

本予算は市民の切実な願いが詰まっています。可決することを願って、賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第49号平成29年度野洲市病院事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今定例会において、野洲市民病院整備実施設計業務委託や開設支援業務委託、そして駅前南口の私有地の購入費など、本年2月定例会及び5月の臨時会におおむね同じ内容の予算の提案をされておられます。したがって、これまでと類似した討論になりますので、御了承いただきたいと思います。

さて、私たち野洲政風会では、これまで野洲市民病院の整備に関してさまざまな角度から質問し、市長の考えを問いただしてまいりました。その多くの質問内容を要約いたしますと、1点目は、野洲市中期財政見通しからも明らかなように、野洲市の極めて厳しい財政状況下で病院事業に着手する問題、いわゆる財政上の問題について。2点目に、当初総事業費が約56億円と説明を受けたにもかかわらず、再度事業費が約86億円になり、さらに野洲市の一般会計予算の半分以上である100億円を超えることとなった問題について。3点目に、全国的に建設費が各地の災害復旧、東京オリンピックなどの建設需要により高騰している問題について。4点目に、県との協議のおくれや協力関係の構築の必要性について。5点目に、パッケージとしている野洲駅南口での整備に関する問題について。例えば敷地面積が狭く、かつ駅前の景観上の問題や危険度の高い立体駐車場の問題、そして雨天時の交通渋滞、さらには豪雨時の排水対策などについて。6点目に、医療スタッフの固定化した給与費や、90%という高い病床利用率で算定された余りにも楽観的な収支計画について。7点目に、立地場所等に関する市民とのコンセンサスの必要性について。8点目に、国の方針に反する市の直営という経営形態について。最後に9点目として、市長の責任の所在などについて質問し、多角的に指摘を行ってきました。しかるに市長は議会でのこれらの質問に対し、全く誠意ある回答をせず、市の広報誌に反論を掲載し、また特定の議員や議会を批判するなど、公正・中立で、客観性が求められる公的な誌面を私的な政治活動に利用しておられると言っても過言ではないと思います。

このように、議会の意見に耳をかさず、二元代表制や議会制民主主義を全面的に否定する手法は、まさしく独断専行の行政運営と言わざるを得ないと思います。行政のトップで

ある市長が市民病院の整備という野洲市の将来を左右する極めて重要な案件を議論する中で、議会との共同責任であるとか限定責任であるなどと、みずからの責任の所在を曖昧にする姿勢では、私はもちろんのこと、決して市民の不安を払拭することはできないと思います。

さらには、今議会では住民投票の実施に関する補正予算が提案されています。市長は提案理由として、病院関連議案反対の理由として住民のコンセンサスを得るべきということが挙げられたため、この提案に応える手続として、直接民主主義の制度である住民投票の実施をせざるを得ないと考えて提案することとしたと言われました。市長は、あたかも病院関連議案に対し反対している議員が、その理由として住民のコンセンサスを得るべきと言ったために、本意ではないが、住民投票を実施すると言っておられます。しかし、住民コンセンサスを得るべきと言われた意味を市長は完全にはき違えておられます。コンセンサスとは、住民とのコミュニケーションを図り、理解を求めることであり、単なる多数決投票の結果を指す意味ではありません。しかし、私は市民病院整備の最終局面として考えるのであれば、条例で制度化されている住民投票によって直接市民の意見を聞く手法を全く否定するものではありませんが、多額の税金を投じて住民投票を実施する限りにおいては、結果によっては市長を職を賭す覚悟が必要であると考えます。

なお、つけ加えて言うならば、市民病院の整備に賛成する議員は、事あるごとに代替案を指し示さずに反対していると主張しておられますが、野洲政風会としては既に会派の政治活動チラシ等で市民病院の整備に関して代替案を示しており、その具現化に向けて協議のテーブルに着くつもりがあることを明言しております。賛成議員は市長とともに、重大な議決責任があることを自覚すべきであります。

以上のことより、市民の意向を踏まえた上で、私どもの提案の実現に向けて具体的な検討をされることを切に望み、議第49号平成29年度野洲市病院事業会計予算についての反対討論といたします。

なお、あわせて本案に関連します議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案に賛成し、議第51号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第2号）について反対の意思を表明するものであることを申し添えます。

以上。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第49号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議

第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第2号)、議第51号野洲市土地取得特別会計補正予算(第2号)に対する賛成討論を行います。

まず、過去6年間での経緯の中で4度の否決となりながらも、多くの市民が願うこの新病院計画の新病院整備の声を真摯に受けとめ、議会や市民に対して膨大な資料等も含めた詳細で丁寧な説明を繰り返してこられた市長や担当職員の方々に敬意を払いたいと思います。

今回示されている基本設計の成案も、市民懇談会や専門家による評価委員会において承認され、その中で出されたさまざまな課題は、次の実施設計の段階で解決していくことで、さらに多くの人々が利用されるすばらしい病院建設へつながっていくと考えられます。そのためには、この病院整備のための予算を議会として可決することや、国が後押ししようとしてくれている社会資本整備総合交付金をしっかり受け取るための議決が何よりも重要です。

先日の病院整備計画の成案に対する市民懇談会には多くの市民の方々が参加され、賛成者だけでなく反対者の意見や質問など、多様な声が出されたことは、市が進める病院整備計画をしっかり理解してもらうためにとてもよい機会であったと感じています。反対されている議員は、なぜか誰一人として参加されていないため、きょうここにも多くの市民の方々が来られていますが、そうした市民の方々の声を代弁して伝えたいと思うので、しっかり聞いていただきたいと思います。

賛成者の意見の中には、長年積み上げてきたすばらしい病院計画であって、昨年の市長選挙で賛否は決着もしている。計画もおくるとコストアップになり、野洲病院の患者が離れていくため、一日でも早く進めてほしいとの意見が相次ぎました。なぜ議会で反対されているのか理解ができないや、議長は中立の立場であるはずなのに、議長裁決で反対の立場になっていることに、議会や議会制民主主義そのものに疑問を感じたとも言われていました。中には、この新病院建設に向けての当初の議論であるあり方検討委員会の第2回から野洲学区の連合会長として参加していた方から、今、病院そのものは必要と言いながら反対している議員の中には、当時、近隣に済生会病院や近江八幡にも大きな病院があるから病院は要らないとはっきり言っていたことをしっかり覚えている。さらに、反対派の意見の中には、駅前にはマンションというものもあるが、果たしてそれが駅前開発につながるのか疑問であって、結局のところ、反対のための反対の意見でしかない。過去には平和堂の駅前への移転計画やアサヒビールの駅前開発の計画もあったが、全て失敗してきた

が、町の中心である駅前には市が今計画しているような病院も含めた商業交流施設などの便利なものは、本人にとっても家族にとっても必要である。さらに、これまで何年も声を上げなかった人たちが最近急に反対の声を上げてきている状況を見て、野洲病院の200床の権利をどこかに売り渡そうとしているように思うとまで怒りの声を上げておられました。そのほかにも、病院計画が6年もかかっている原因は議会であって、反対派議員の考えが凝りかたまって感情論になってしまっていて、どれだけ議論を尽くしても考えは変わらないため、10月の市議会議員選挙では地域推薦ではなく、病院計画に対する賛否の態度で市民は投票すべきと強く訴えられる方もおられました。

反対されている方々の意見には、守山市民病院や大津市民病院の現状から、野洲市の病院計画を危惧とされていましたが、これには別の理由と問題であるということや、駅前ではなく、ほかの市街化区域につくったほうがよいと言われた方は、既に大規模小売商店の土地として認められた場所であること。ほかに、救急をメインにしてコンパクトな計画にすべきや、リスクも同時に出すべきとの意見に対しても、医師会が新病院整備を前提とした24時間体制の在宅看取りのシステムを野洲病院や開業医が手を組んで進めていることなどの説明も含めて、不安や疑念を持たれていた方々も納得されたのではないのでしょうか。

強固に反対される市民の意見には、駅前に病院はうっとうしいや、入院する人や家族にとって、駅や子供の施設がある場所でのにぎわいを見て落ち込むとまで言われていましたが、では逆に今の野洲病院の前には小学校などもあり、メイン通りで人や車の往来も多く、にぎわっているのと何が違うのかと疑問ですし、要するに病院を迷惑施設と同じ感覚で捉えて、自分たちの近くには不要という利害関係でしかとられていないことも明らかになりました。

こうした市民懇談会や専門家による評価委員会には、先ほども言いました反対派の議員の方々は誰一人として参加されていませんでしたが、こうした状況をまずは直接自分たちの目を見て、さまざまな意見をしっかり聞いた上での判断が大事なのではないのでしょうか。

この病院計画の一番重要な点は、反対派の議員の方々も理事をされていた民間の病院では立ちゆかなくなってきたからこそ、今の病院計画としての市が責任を持って市内の医療を守ろうとしてくれていることです。であるにもかかわらず、この新病院整備計画の予算を認めないということは、単に計画が進まないだけではなく、医療スタッフが離れてしまい、野洲病院の医療そのものが崩壊してしまい、滋賀医大や市内開業医との医療連携も崩れ落ち、今後重要となってくる地域包括ケアシステムとの介護や福祉連携もつなげていけなく

なるというような危機的な状況となります。そうでなくとも野洲病院の現状は大変な状況でありまして、昨年度の収支の落ち込みを指摘する議員もいますが、そもそも医療機器の老朽化が医療収益に影響する上、議会での賛否が二転三転どころか、三転も四転もしていることによる医師やスタッフのマンパワーが落ちそうになるのは当然であって、その責任は議会にあります。県下で先立ち率先して議会改革を行ってきた野洲市議会には、全国から多くの視察が訪れていますが、このような状況で一体何を自慢げに改革できたのかと、議会改革推進委員の私は副委員長を務めていますが、我ながら恥ずかしい気持ちと情けない気持ちになります。

しかし、それでも医師やスタッフの方々は新病院計画に願いを抱き続けることで、モチベーションを維持して頑張っておられます。それは単に新しい病院計画に対する期待だけではなく、市民や患者の皆さんの命と健康を守ることや医療そのものを守ることに全力を尽くしていただいています。市長や職員の方々も必死で頑張っておられます。そうした医療の現場やそれを支えている方々の思いや多くの市民の願いを代弁することが議員としての責務であるため、今さら計画の見直しや一から考え直すというような悠長なことを言っている場合ではありませんし、先ほどの修正案のやりとりを皆さんも見てもらったらわかるように、そうした質疑にも答えられない無責任なことをするのではなく、この新病院整備計画を市議会として承認することを決断し、早期の計画実現に向けて英断を果たすべきです。

以上、議第49号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）、議第51号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第2号）に対する賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

ただいま議題となっております議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正の動議について、賛成の立場から討論を行います。

市立病院整備計画は、計画当初から立地場所を野洲駅南口市有地、経営形態を当面市の直営方式とし、これ以外の選択肢はない、パッケージとして病院整備を進めてこられたものです。

なお、経営形態を市の直営とすることについては、国の公立病院改革プランが目指す方向に即していない内容となっております、また基本設計及び実施設計については、野洲市民病

院整備の基礎を成すものであり、社会情勢の変化や国の動向など、外的要因に対しても慎重に対応する必要があるものと考えます。

さらに、平成28年第5回定例会におきまして、必要とされる予算の提案もないまま、不条理にも野洲市病院事業の設置等に関する条例が賛成多数で可決されました。しかるに、設置等条例が可決されたにもかかわらず、その後も野洲駅南口に新病院整備建設を反対されておられる市民団体や市長に対し、公開質問状を出して種々の疑問を呈しておられる方などがおられるように、いまだ野洲市民の多くの方が関心を寄せておられます。声を上げて病院整備計画に反対し、反対あるいは疑問を呈しておられる方は少数ですが、その少数意見を排除するようなことがあってはならないと思います。

昨年の市長選挙で市長の施策を支持する方とそうでない方の比率はほぼ五分五分であり、市民の約半数の方が方向転換を求めているあかしだと思っております。このように市が進めようとしている市民病院整備計画に対し、反対あるいは疑問をお持ちの市民に対して、誠意ある対応と丁寧な説明が必要と考えます。

一昨日の予算常任委員会における議員間討議でも、整備に要する費用がうなぎ登りにふえていることについて、大きな不安材料であると言っています。市は、費用は湯水のように湧き出るものと思い、次から次へと変更、追加で積み上げてきています。先ほどの修正案質疑で、よいものや理想のものをつくるには仕方がないようなことを言っていました。基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルでは、厳しい審査で業者選定をしており、同審査委員会からの要請事項が何点かありました。今はこれを無視し、すっかり記憶から飛んでしまっているのではないかと思います。

そして、今や101億円を超える巨額の整備費用を投入し、また開院当初から市の直営による経営では相当の赤字が予想されることから、新病院整備事業という大型プロジェクトを進めるに当たっては、議会や市民との真摯な協議の場が必要であると思います。開院5年をめどに運営方法を検討すると言っていますが、その検討内容と進む方向は示されておりません。例えば直営から地方版独立行政法人に移行するならば、どういうことについて検討し、どのような状態になったときに移行するのかなど、示しておくべきであります。これも言葉だけが先行しており、実行性というものは示されておりません。

今回出されました平成29年度野洲市一般会計補正予算(第2号)に対する修正案には、これら諸問題を解決するため、現計画を見直すことを求めるための歯どめをかけたものであり、市長案に賛成をしている議員も、市長に対し対話のテーブルに着くよう進言し、こ

こは一旦立ちどまって、パッケージにはこだわらず、対話、すなわちそれぞれの立場の意見を聞き合う場が必要であります。

以上のことにより、市民の意向を踏まえた上で、具体的な病院整備計画の見直し検討をされることを切に望み、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議についての賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子でございます。

議第49号、議第50号、第51号の原案に賛成の立場から討論をいたします。

去る6月17日に開催されました市民病院についての市民との話し合いの場に、私も参加いたしました。参加された方々は実感されたことと思いますが、会場いっぱいの参加者で、本当に熱気と緊張感に満ちあふれた会議でした。

本来、主な話題は病院の基本設計についてでしたが、計画が進み、設置条例まで施行されているにもかかわらず、3月、5月と、2回にわたって予算が否決されているため、念願の野洲駅前の市民病院の行方がどうなるのか心配、またぜひ実現に向けて力を合わせたという思いで参加者の方が大半と見受けられました。もちろん反対あるいは態度保留の方もおられ、発言しておられましたが、参加者の発言にもあったとおり、8割方が賛成で、実現に向けての強い意志を持っておられることをひしひしと感じられた会議でもありました。以上のことが、多くの市民にとって市民病院整備が置かれている現状を端的に示していると思います。

野洲病院のための、健康と中核医療を守るためになくしてはならない事業であると考えます。このことは、まさに日々の市民のための健康と医療を守る実践をいただいている医師会の先生方もお聞きしています。もちろん市民病院整備は大変な事業です。それだからこそ、平成23年の野洲病院からの構想提案を受けてから、市民代表、議会、専門家による検討や審議が公開で重ねられ、慎重に進められてきました。公開制、透明性の高さは、これまでの会議の持ち方、資料、情報提供、市民などからの質問への回答などに示されています。先般の話し合いにも、市民だけでなく、他市選出の県議員や他市の民間病院幹部も参加しておられました。これほど開かれた検討を経て、持ちこたえる確かな計画ではありませんか。

ようやく基本設計が、これも予算の2度にわたる否決により、1年おくれで完成することになりました。何とか議員の皆さんの御理解が一層進み、今議会で市民病院関連予算案

が可決され、現在の計画どおり、平成32年秋に駅前の市民病院が実現するよう訴えます。今回の基本設計は、基本計画と比べて、建物の高さ、面積、施工単価などで若干ふえてはおります。これは基本計画の基本理念である、1、市民の生命、人格を尊重し、安全で上質な医療サービスを提供しています。2、快適で利便性の高い市民にとって身近で親しみのある医療機関となることに努めます。3、職員の意欲、能力向上に努め、やりがいを感じることでできる職場環境を整えていくなど、基本計画の理念計画図面に反映していった結果と言えます。病棟数の変更や免震構造の採用など、設計会社はもとより、専門家、野洲病院の現場の職員の意見や提案を受け入れた結果であります。

現在、開業医さんとともに市民の医療を支えている野洲病院が運営できているのも、新病院への期待による医師、スタッフの頑張りと滋賀医科大学からの院長を初め15名を超える医師の派遣によってです。新病院の予算が通らなければ、新病院ができないことはもちろんであります。野洲病院の運営も困難になります。市内から中核的な医療が失われ、その結果、開業医の先生方も安心して診察と治療ができなくなります。改めて状況の深刻さと新病院の可能性について評価いただき、待たなしの医療現場や市民の健康と命を守るためにも、計画実現に御協力をお願いいたします。

以上、議第49号、議第50号、議第51号の原案に賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第2番、北村五十鈴議員。

○2番（北村五十鈴君） 2番、北村五十鈴です。

議第50号、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する修正の動議について、原案に対して賛成します。

先日、ある市民から丁寧な文面で長いメールをいただきました。文面からは、自分の住む町に対する愛情と、だからこそ今の野洲市の混乱が悲しい。もっとしっかり話し合うことができないのかと書かれてありました。意外だったのは、その方はずっと病院賛成グループの中ではつらつと頑張っていてくださる方で、賛成議員にではなく、今は反対している私にメールをくださったことでした。理由は、ぶれることなく賛成派だった市民から見ても、最近の市長の言動は少し異様に思え、反対派の悪口を聞くのは、同じ町に住む者同士、余り気持ちのいいものではない。病院は欲しいし、早く進めてほしい。でも、現状が長引くのは野洲市に暗い影を落としていると結んでありました。

それから私も彼女に答えられるように、今まで以上に真剣に考えました。地方自治に照らし合わせて、今の野洲市はこれでいいのか、どうしてこうなってしまったのか、野洲市

は何がしたいのか、どこを目指しているのか。この地方自治ですが、戦後、日本国憲法の中において初めて地方自治の1章が設けられました。その地方自治、現行制度のもとにおいては、市長と議員はともに住民の直接選挙により選ばれ、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和を保持しながら、公正で効率的な運営を目指すべきであり、それが、いわゆる二元代表制です。そして、その本旨は必ず住民の意思を十分に反映し、住民の福祉向上を目指すという共通の大目的があるとしています。そして、その結果についても、双方ともに責任を負う制度になっています。

しかし、この二元代表制が、今、野洲市では壊れかけています。その大きな原因が病院問題です。何度否決されても市はほとんど変わらない提案を出し続け、いえ、事業費だけを言えば否決されるたびにふえてきて、この6年でかかった経費は約1億1,000万を超え、その上、市長の反対議員に対する悪口、批判、否定、それがだんだんひどくなり、最近は被害妄想にも近い誹謗中傷、それは市内の団体や企業にも及び、病院賛成、反対で色分けされ、人権のまち・野洲とはとても思えない感情的な言動も聞こえ漏れてきます。ほかにも長期にわたる副市長の不在、議会が推薦した監査委員の選任議案提出拒否、また議会で採択された請願の不履行等、ことごとく議会軽視も甚だしく、あげくには議会は要らない発言まで出て、これでは現状、野洲市はもう二元代表制を成してはいません。

そんな現状の中での市長主導で進められている病院事業に多額の税金を投入するのは怖く、ゆえに私は計画には大賛成ですが、今の納得できない予算等には反対です。反対することが地方自治の本旨、議員として責任をとることだと思っています。

それに、普通の民間で長く働いてこの世界に入ってきた私は、行政は不思議なところでした。住民福祉のためとはいえ、事業の原資は全て税金。部署も頻繁にかわり、責任をとることもない。民間の進め方とは全く違い、追加が出たら補正を組めばいい。決してもうけることはしなくていいと思いますが、だからこそ行政でなければできないことをしなくてはいけない。それがこの先ますます財政が厳しくなる本市で、民間のプロでも経営が厳しい病院事業に手を出すことが必要なのでしょうか。私も設計でなりわいを立ててきた者として、基本構想、基本計画がどれだけ大切かわかっているつもりです。ああもしたい、こうもしたいと欲を言ったら切りがありません。民間なら当初予算を守り、最後まで追加工を出さないことが真の事業計画であり、それが当たり前に行われています。当初事業予算56億が今では100億を超え、市民との約束、広場の周りに施設をつくる、そんなランドデザインもないままの用意ドンです。

それに、まだ実効性を伴っていない設置条例を違う意味で引用したり、根拠もないのに、さも医師の確保ができていくかのように文面で市民を紛らわせたり、交付金が内定されたことが、国が病院を認めたようにリスクの差しかえをしたり、いろんなことが市民の皆様には正しく伝わっておりません。こんな紛らわしい市民への説明は決してしてはいけないことだと思っています。

市は反対が続くこの現実を真摯に受けとめ、誠実に話し合うことにしか、この停滞している市政の解決策はないのです。どうか正々堂々と正面突破で対話、議論を進めてほしいと思います。市長はどうもコミュニケーション能力が苦手なようですが、悪口や批判、否定からは何も生まれません。議員も人間です。日本国憲法13条には、全ての国民は個人として尊重される。また、15条2には、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないともあります。どうか市はこの病院事業計画のタイムリミットを決め、それを議会や市民に知らせるべきであり、それが住民投票だとおっしゃるのなら、結果に責任をとることを潔く認めるべきです。

最後に、執行部にもお願いがあります。忠義を尽くすのは市民であること、市長の副市長も議会も要らないと見えるちょっとゆがんだ今の野洲市を、違うと言える勇気を持ってこの混乱を一日も早く終わりにして、議会制民主主義のもと、明るい野洲市になるようみんなで力を合わせ、ともに頑張ってもらいたいと思っています。

以上、修正動議の私の賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第6番、高橋繁夫議員。

○6番（高橋繁夫君） 第6番、高橋繁夫でございます。

議第49号、第50号、議第51号の原案について、賛成の立場から討論をいたします。

市民病院の実施設計等を含む関連予算の提案は、ことし3月、5月に引き続き今議会で3回目でございます。しかし、これまでに基本構想、基本計画等の策定予算が議会で可決され、野洲市の構想や計画として策定され、公表されています。また、昨年12月には野洲市民病院事業の設置等に関する条例が可決され、ことし4月に施行されています。それにもかかわらず、開院予定が決められ、多くの市民が期待されている事業の予算が2度にわたって実質的に否決され、現在に至っています。

それも本議会採決では可否同数という議長裁決で決めるという異例の結果となっています。平成23年度から市民のための中核的医療を守るために計画が進められてきました守山医師会の先生たちも計画にある市民病院の機能の必要性を重要視され、一貫して賛成し

ておられます。また、病院の開設許可や施設整備財源の起債にも同意する権限を持っている滋賀県の担当部署も、基本的には計画を肯定していると認識しています。

一般的には、公立病院の経営が厳しいことは承知しています。そのため、計画の検討段階から専門家の協力を得るといふ、ともに全ての過程を市民に公開し、意見や提案を聞きながら進められてきました。駅前に市民病院をつくることが目的ではありません。市民のための中核的医療を守るためには、ここまで検討をされ、練られ、築き上げられてきた計画の実現可能性が高いため、改めて提案されていると理解しています。

なお、1つ具体的なことを申し上げますと、今回の基本設計では、病棟数、建物の階数、建設単価等の従前示されたものと変わっており、事業費がふえています。建設単価の上昇や事業費の増は当然好ましいものではありません。しかし、やみくも式に膨らんでいったものではなく、利用しやすく働きやすい病院という基本計画の理念の実現を目指し、利用いただく市民はもちろん、専門家や現場の医師、スタッフの意見を取り入れて病院機能を設計した結果であり、やむを得ないものと考えます。平米40万円という建設単価も、免震構造の採用ということとともに、近年の先行事例である2014年末に建てかえした北茨城市民病院の51万円、松戸市立病院の57万円、いわき市立総合磐城共立病院の62万円等々を比べても、よく工夫されたものであると考えます。

議員各位が持つておられる情報や考え方によっては、当然賛否はあると思います。しかし、病院をつくるかどうかは越えて、今後市内でも高齢化社会が進む中で、市民のための地域医療を確保できるか消滅するかの瀬戸際の判断が迫られています。市内に病院が必要であると言いながらも市の案に反対するのであるならば、地域の中核的医療の機能を果たす病院が必要だと切望される人たちが安心して賛同できる案を大まかにでもお示しいただいた上で反対していただきたいと思います。それができないなら、今議会、改めて市内における病院の機能の必要性を公平に見きわめた上で御判断をいただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

ただいま議題になっています議第49号野洲市病院事業会計予算、議第50号野洲市一般会計補正予算、野洲市土地取得特別会計補正予算に対して、賛成の立場から討論を行います。

これまで病院事業予算関連の予算が3月に議会で削除され、その後、議会でも否決され

ています。病院建設のための予算が、5階から6階になったことや免震構造に変更されたことにより、当初の86億円から91億円になっていますが、国土交通省からの社会資本整備総合交付金が今回の5,200万円と、今後、約10億円交付されることにより81億円となり、実際には当初予算より市民負担は小さくなっています。反対されている議員は、公立の市民病院ではなく、民間病院や行政独立法人などと言われますが、医療機関との連携や医療体制の確立の面からも、公立の市民病院の建設は待ったなしで早期な建設が求められます。

まず何より、公立病院の役割は、採算性等の面から、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあります。総務省は、民間病院が行わない不採算医療を提供することで、地域住民が安心して暮らせる環境をつくるとしています。公立病院でなければ、地位包括や生活サポートもできません。総務省は、医療費削減の面から、公立病院改革ガイドラインを策定し、都道府県に公立病院改革プランを作成させ、実効率を評価する方法をとっていますが、滋賀県では今後の病院の病床数は、特に人口推移から見ても、湖南地域は人口増加率や高齢化率からいくと、野洲市民病院の199病床数は必要としています。だからこそ、県も国土交通省もこの計画が病院事業として成り立つことを認め、社会資本整備総合交付金の内示に至ったのではないのでしょうか。

今、市民の切実な願いを前に進めるのか、この願いに背を向けるのか、そこが市議会に今問われています。市民懇談会でも早期建設の声が圧倒的でしたし、評価委員会の専門部会でもこの計画が妥当とされました。建設費がころころ変わっていくと言われますけれども、否決されるごとに建設費が上がってきたのも事実です。またこれ以上否決されれば、また建設費は上がるのではないのでしょうか。一日も早く市民の命と健康を守る市民病院の建設を求め、賛成討論とします。

続いて、修正案動議に対して反対討論を行います。

議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算に対して討論を行います。

この修正案は、相変わらず病院関連予算の削除が目的であることしか感じられなく、市民の命と健康を守るという立場には立っておられません。相変わらず現野洲病院での耐震補強で、運用方法は直営ではない病院だとしています。だとすれば、耐震工事ができないとされている病院が耐震工事をすることが本当に可能なのか、疑問を持ちます。仮に、工事をするとすれば何カ月かかり、その間診療はできなくなり、どのように運営されるのか、全くそこが見えてきません。入院患者はどこの病院がその間受け入れてくれるのでしょうか

か。反対される議員は、駅前での建設には反対と言われますが、修正案には具体的な場所も、また予算も示されていません。予算の削減というだけで、病院をどうするのか、市民の命と健康を守る医療体制をどうするのか、具体的な案が全くありません。

今回提出された修正動議には、提出者4名と3名の賛成者の名前が出されていますけれども、これらの議員さんは現野洲病院での耐震、駅前には反対、公立直営でない病院、デザインがあかん、駅前なら国道までの4車線が必要、旧三共跡、野洲川河川など、現実味のないことばかりで、結局病院建設をストップさせるための案にしか見えません。市民の命と健康を守る中核となる病院が今早急に求められます。具体的な病院像が見えない不誠実な修正動議の案に対して反対討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第10番、中塚尚憲議員。

○10番（中塚尚憲君） 議第53号野洲市総合体育館、ハモってません。ああ。気持ち悪い。ごめんなさい。よう皆さんこれで言うてたね。すごい耳の中気持ち悪い。

議第53号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

今定例会に野洲市総合体育館温水プールの閉鎖に伴う野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例が提案されています。この条例改正にかかわる野洲市総合体育館の温水プールの閉鎖について、今定例会において議案質疑や一般質問がなされ、それに対しての執行部の答弁は納得できるものではありませんでした。

この条例改正にかかわる野洲市総合体育館の温水プールの閉鎖については、大きく2点の問題点があると思われまます。

まず、1点目として、市民の意見の聴取についての問題です。

市長はこれまで重大な課題について市民の意見を聞き、透明性を保ちながら制度設計をしていると主張されてきました。その一例として、市民を対象とする懇談会やパブリックコメントの実施などが挙げられます。しかし、今回の温水プールの閉鎖に関しては、議案質疑において利用者の意見を電話や口頭で聞き、確認したとの答弁があったにもかかわらず、それらの意見をまとめた資料等もなく、利用者からは理解を得たとのことでした。

先日、利用者だった方とお会いしてお話を聞き、閉鎖についての意見を電話や口頭で聞かれたかお尋ねしました。口頭はもちろん、電話もなかったということでした。これは一体どういうことなのでしょう。本来であれば、まず利用者という限られた方を対象に意見を聞き、パブリックコメントを実施するべきだと思います。このようなことを実施しな

かったということは、当初から閉鎖ありきで事が進んだのではないのでしょうか。

次に、２点目として手続上の問題についてです。

本会議で議案質疑において、議会全員協議会や教育委員会会議で承認等を根拠に、３月３１日をもって閉鎖することとしたとの答弁がありました。公共施設の廃止に当たっては、言うまでもなく、議会での条例の廃止や一部改正の議決が絶対条件であることは明白であります。また、答弁にあった議会全員協議会は、議会に関する協議調整の機関であるとともに、教育委員会会議は決して市長の権限である条例について審議する機関ではありません。このように、温水プールを閉鎖するに当たって条例改正の手続を経ず、休館ではなく、閉鎖を公にしている現状は、本年４月以降、条例違反の状態が続いていると言えます。

また、本条例案を今議会で提案された質疑に対する答弁として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、財政処分の制限があり、国の承認を受けるために、２月７日に県を通じて国へ問い合わせしていたところ、４月１４日に温水プールを廃止しても差し支えないとの連絡があり、今議会になったとありました。それならば、４月１日から４月１４日までの間、先行して閉鎖をしている状況は何を根拠にしたのでしょうか。矛盾が生じます。あくまでも条例改正が議会で議決されて初めて閉鎖となるわけで、それまでは臨時休館にしておくべきだったのです。

さらに、６月２０日に開催された文教福祉常任委員会で条例の一部の改正の提案が今定例会になったことについての質問に対して、不利益をこうむらなければ条例の改正がおくられても問題はないとの種の答弁がありました。条例上、存続している温水プールを議会の議決なしに閉鎖している状況は、利用者や市民に不利益を与えているのではないのでしょうか。これは地方行政の根幹となるべき条例の重要性や法の遵守が全く理解できていない発言でありました。

温水プールは市内の中心にある公共施設で、高齢者から子供まで、多くの利用がある重要な施設の１つであります。高齢者の介護予防にも貢献しています。特に、スイミング教室は年間１，０００人近い市民の利用があり、市民の健康維持推進を図る観点から、安易にコストだけでその必要性の是非をはかることができない市民サービスの提供の場であると思います。

温水プールの休館後、再開を待ち望む多くの市民の声を耳にします。再度十分に利用者や市民の納得のいく説明責任を果たした上で、慎重な議論を行い、再開の可能性も比較検討しながら、最終的な決断をする必要があると考えます。

以上のことから、利用者や市民の意向を踏まえた上で、温水プールの速やかな再開を検討されることを望みつつ、議第53号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。議員の皆様のご趣旨御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩します。再開は3時5分とします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議第49号から議第53号まで、並びに議第50号に対する修正案、平成29年度野洲市病院事業会計予算他5件の採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、議第49号から議第53号まで、並びに議第50号に対する修正案、平成29年度野洲市病院事業会計予算他5件の採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定し、議長裁決を行うことに決しました。

これより順次採決いたします。

まず、議第50号に対する立入三千男議員他3名から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第50号に対する修正案は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対

する可否を裁決いたします。

本件については、本職は可決と裁決いたします。よって、議第50号に対する修正案は、修正案のとおり可決することに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後3時……分 休憩)

(午後3時……分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま稲垣誠亮議員から、決議第3号、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第2号)の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議(案)を提出されました。

暫時休憩いたします。

(午後3時……分 休憩)

(午後3時……分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま稲垣誠亮議員から発議第3号、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第2号)の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算(第2号)に。

訂正いたします。稲垣誠亮議員から決議第3号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。

(「異議あり」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午後3時……分 休憩)

(午後3時……分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま異議ありの声がありますので、起立により採決します。

議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議（案）について、日程に追加することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坂口哲哉君） 着席願います。

先ほどの採決と同様で、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。したがって、本件においては、本職は……。9対9で、よって議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について、日程に追加することに決しました。私の判断です。

決議第3号、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議（案）を議題といたします。

決議第3号について、提出者の説明を求めます。

第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） ただいま緊急動議を行いました決議第3号、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正案による修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案について陳述します。

当職は、病院整備の収支計画の下方修正案を提示し、市民に対してリスク説明することを再三にわたり市長部局に求めてきましたが、それは不要であると市長は拒否してきた。平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正案による修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）については原案可決されたが、その執行に当たっては次の事項に十分留意して取り組まれるように強く求めるものである。

記書き。

住民投票の執行について。

これまで、本日を含め過去5度の病院関連予算の否決及びそれに伴う行政執行に伴う租税増徴、野洲駅南口市有地を幽閉としてきたことを踏まえ、多額の税金を投じて住民投票を実施する限りにおいては、投票結果によっては、市長は10月の野洲市議会議員選挙と同日で信任を問い直す覚悟で住民投票の執行に臨むこと。

以上、決議する。

平成29年6月29日。野洲市議会。

○議長（坂口哲哉君） これよりただいま議題となっております決議第3号について質疑を行います。

御質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時……分 休憩）

（午後3時32分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議（案）に対して質疑を行います。

まず、何点かお聞きしますが、まず1点目に、そもそもこの附帯決議の提案者である稲垣議員は、住民投票をしろ、しろと、ずっとこれまで数年間の議会の中で求められておりましたが、今回の、結果的にやるかやらないかは市長が決めることですが、その住民投票をすべきと思っているのか思っていないのか、そこら辺がちょっとわからないので、まず1点目にそれをお聞きします。いいですか。

じゃあ2点目ですが、これはもうここの文面に書いてある住民投票の執行についてというところの下に書いてある、過去4度の病院関連予算の否決を踏まえ、多額の税金を投じて住民投票を実施する限りにおいては云々かんぬんと書いていますが、結果的に市長はずっと住民投票をやらない、もうそんな1,500万もかけて、それこそ無駄遣いになるからやらない。今回、意向を示されているのは、反対派の議員の方々が市長選の結果を見て住民コンセンサスが得られていないということを何度も言われているので、いたし方なくというか、もう反対派の議員の方々の、じゃあそれも受けて、それでは問いましょうかということで今出されているんですが、結果的にこの多額の税金が1,600万かかってしまうというのは、反対された議員の皆さんの結果、こういう事態になっている。その責任というのはどのように考えておられるのか。これが2点目です。

3点目です。一番下のほうの部分に書いてある、市長は信任を問い直す覚悟でと書いて

ありますが、要するに市長の覚悟、進退をかけるということを書いていますけど、これそもそも住民投票というものをどのように捉えられているのかなと思うんですけどね。これは議員もできますし、市長もできますし、今おられる市民の方々誰でも住民投票はできる。発議する権利は皆さん持っているんですよ。それが、じゃあ例えば市民の方が発議をされると。じゃあ、それが結果によっては市民にどうしろというのか。じゃあ、議員が出した場合、議員が発議した場合に、議員はその発議の結果によっては辞職しろということになるんですかね。そこら辺はどのように、ここに進退をかける、信任を問い直す覚悟でと書かれているのはどういうことなのか。

最後、4点目ですが、ではどのような結果をもってこの信任を問い直すのか。その割合ですよ、賛成、反対の。となると、じゃあどのような結果で反対されている議員は病院に賛成してもらえるのか、そこも明らかにしていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 1番、稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 太田議員からの質疑に対してお答えしたいと思います。

4点の質疑があったと思うんですが、まず1点目、住民投票を当職自身がすべきかどうかというところがまず1点目だと思うんですが、私は本市において、わずか5万人の人口の町ですが、市長がただいまやっぱりリーダーシップを発揮できない深刻な状況を懸念しております。方向性を定めるためにはやむを得ない、やむを得ず住民投票はすべきかなと。今回、市長みずから住民投票を提案し、市民に直接審判を仰ぐということは、やはり私は一般質問でも申し上げましたが、市長としての重点課題である職責を一部果たすことができないと内外にデフォルト宣言していると思われてもいたし方ないというふうに判断しております。

ただし、住民投票は実施すべきだとは私は思っていますが、住民投票日に関しましては、やはり今回多額の、約1,700万の経費をかけることにはなりませんので、実施時期、私は市議会議員選挙と同日で僕は実施すべきだと思っています。他市の例を見ても、私は可能だと思っていますが、市長の答弁の中では部屋を2つに用意しないといけないということで、そういう答弁がありました。実施時期の条件つきで住民投票すべきだと考えております。

2点目ですが、今回を含め、過去5回目の否決を踏まえ、市長選挙の結果を受けて、市長のほうから仕方なく出されている等の何か質疑があったと思うんですが、これは単純に私は本来議会制民主主義である議場で判断すべきことであるとは基本思っております。過

去否決されておりますので、その否決の議会の総意に対して従っていただければ、私はいいと思っています。やはりそれを、その議会の意思に反して再提案をして、単に住民投票を市長自身が発議する、ただそれだけのことであると思っております。やはり一事不再議の原則もありますので、何度もやはり同じ全く内容の予算を出し続けるというのは、私は異様な行為ではないかと思っております。

3点目ですが、市長は、信任を問い直す住民投票は誰でもできることであって、市民の方でも発議できるというふうな内容があつて、その点で責任のことに関して質疑されたように受け取ったんですが、やはり一市民の責任と議会、特別職、公選職で選ばれる特別職の責任を同一視はできないと思います。今、太田議員がそれを質疑されたこと自体が、私は太田議員の見識をちょっと疑問に思うところであります。

4点目ですが、どのような結果をもって賛成、反対とありましたが、私もこれ、当然市長に覚悟を求めている以上は、今回の住民投票の結果で、仮に賛成に至った場合は、私は議員辞職を、自身がやはりこれまでこの病院の問題も、私はこの3年半ですが、真摯に手を抜かずに取り組んできたつもりです。市民に対しても広報等で訴えてきたこともあります。当然のことながら、市長に覚悟を求める以上、私もやはり対価が、等価交換が必要だと思っておりますので、当然私も議員辞職等を含めて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 回答ありがとうございます。

1点目に関して、わずか5万人の市民の中で市長のリーダーシップが発揮できていないとか方向性が定められないとか言われていましたけど、そうさせているのはあなたたちですよね、反対を何度も繰り返してこられているから。市長は同じ内容を出されて出されて、何回も同じ内容を出されて、そんなん賛同できるわけないやろうと言われてはいますが、これは議会に対してだけ市長は示している、計画をね、じゃないんです。市民に対して示しているんですね。市民が望んでいるんです。市民がずっと望んでいるから、市長は同じものという、同じものではないですよ、よくなっている。何度もあるパイが総額は大きくなっているけど、それも収支は逆によくなって、市民負担は余計に軽くなると。財政見通しもいいと。収支も2年目から黒字と。当初、財政が心配やということと言われていたときは全然違う状況になっていますから、まずそういうことがあるので、そこをちょっと認識されていないのかなと思うところが1点、そう思います。

住民投票の時期がどうのこうのと言われていましたけど、すべきと思っているということで、それはそれで認識しました。

何か3番目の質問と4番目の質問の答えが何かごちゃごちゃになって、稲垣議員が言われたのは、結果によって議員辞職をするつもりでいると言われていたのが、3番目で言われるなら、3番目に僕が聞いたのは、住民投票という性質が違いますよね、公選法で……性質がもともと違いますよね。なのに、それが発議して、その結果、発議した人が思っていない結果になった場合に、じゃあここに書いている信任を問い直す、これがおかしいと思います、まず。信任を問うとか、そういうもんじゃないですよ。誰でも発議できる、市民でもできる。そこを問い直すということ自体がおかしい。これ、本当憲法違反ですよ、これって。発議する権利は持っているし、思想、信条というものを奪うということになります、そこでまず進退をかけるということは何。そういう覚悟でやれみたいなこと言われたら、誰も市民の方は怖くてできないですよ、こんなことをされれば。もともと住民投票をつくっていきましょう、国もそういうふうに変えていきましょうというのは、誰でもそうした市政とか、そういったものに参画していける1つの手段としてつくられたものですよね。そこに制限、もう死ぬ覚悟でやれみたいなね、例えば。言われたら、怖くて出せないですよ。そこが稲垣議員は何か、それ3番で聞いたんですけど、4番目の結果によってどうするんですかと聞いたときに、議員辞職しますと言われていたのは、住民投票の結果で悪かったら議員辞職されるんですか。そこがよくわからなかったですね、さっきのことを聞いたら。その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 太田議員、済みません、ちょっと質問が多くて、なかなかちょっと要領よく答えられていなかった点はおわび申し上げます。

まず、今、3点ほど御質問されたと思うんですが、1つ目は、市民が望んでいると、財政収支については2年目から黒字であるというふうな、主にそのような質疑を受けたと思いますが、まず市民が望んでいるとありますが、我々反対、反対ではないですね、計画の変更を求めている議員としては、市民が望んでいる、また我々も市民の信託を受けて議場に出てきていますので、同じように市民から支持を受けている、自身の政策提案に対して支持を受けていると思っております。私、議会の議員選挙のときには同様の主張を選挙のマニフェストにしてきましたので、太田議員と同じ温度差で市民からの信託で行動していると自負しております。

財政収支について、2年目から黒字という話なんですけど、やはりこれ、私、市の計画を全て全く否定しているわけではないんです。ただ、これやっぱり病院事業という性質上、全国の、私も公認会計士と毎日のように市の収支計画をにらめっこはしているんですが、やってみないとわからない要素がやっぱり余りにも多いです。私がやはり議会でも終始求めていたのは、先ほども書きましたが、やはり計画というのは計画どおりいくと、なかなかやっぱりこれは困難なことだというのは観客席の皆さんも、皆さんも事業計画とか立てられると思いますけど、そのとおりにいくということはなかなか少ないと思うんですよ。我々反対派が、修正派ですね、修正派が求めているのは、今、市の市長部局が出している収支計画ですね、これより万が一下方修正、予定どおりにいかずに売り上げが下がった場合、その場合の収支計画、市に対する財政の健全性に対して影響を与えないと。そのリスク説明をしてくださいということを求めているだけなんですよね。事業自体に反対しているわけじゃないです。そのリスク説明をしていただいて、妥当性があるものでしたら、当然賛成できる要素は私非常に大きいと思います。

やはり2年前、平成27年度に今の収支計画とは別に、2年前にまた別の収支計画、2年前に大変市にとっては厳しい収支計画が立案されました。やはりその収支計画の立案に当たっては、やはりこれは私の推測でしかありませんが、やはりその担当、市にとって厳しい収支計画を立てた職員は、やはりその幾つかのパターンをつくりたかった。万が一、予想どおり、計画どおりにいかなかった場合、市に対してこれだけの財政の影響があるということをやはり市民がそのリスクの同意、リスク同意をやはりしていただく必要があるんじゃないか。その観点から厳しい目の収支計画を立てて、それでもやはり実行していこうという覚悟や、それですと市の財政がもち得るということを証明したかったんだと私は思っております。

よって、繰り返すにはなりますが、私は議会ごとに下方修正案、幾つかのパターンをつくった収支計画を立案してくださいと。それは再三申し上げているんですが、もう強気一辺倒のやはり今の収支計画案で、下方修正、幾つかのパターンの収支計画には及ばないと言われております。私も今の発言に関しては、先日の病院特別委員会で太田委員にそのとき議員間討議の中で質問したと思うんですが、それは執行部に聞けと返答されたと記憶しております。

次に、発議して信任を問い直すというのはちょっとおかしいと、市民は怖くてできないと、そこに責任を入れるのはよくないという話がありましたが、私は先ほども申し上げま

したが、市民の発議と特別職の発議は決して同一視してはいません。市民に対して、市民がその責任を負わなければいけないかという、私はそのようなことは全く思っておりません。やはり特別職で、これ無料ではありません。多額の予算を伴うことですから、私は、太田議員と見解が違うのかもしれませんが、先ほども申し上げましたが、これ過去の5度の病院関連予算の否決だけではなくて、当然この各5度の否決の間に基本計画を立てたり、行政執行で職員さんも、多額の職員さんがいて、多額の人件費も発生しております。また、野洲駅南口市有地がその間空き地になっております。その間、空き地になって遊ばせている状態であります。本来、早期に解決していれば、この空き地からは、やはりそれが市のものであれば、賃料収入が得られているような可能性もあると思いますし、逸失利益というんでしょうか、それが多大であると思っております。私は、それで自然と市長自身が責任を感じるのが、見解の相違だと思っておりますけど、私は、私見ですが、責任を感じるのは普通であると思っております。

結果についてどう判断するかとおっしゃいました。単純に私は住民投票の結果、賛成多数という結果になれば、当然賛成に転ずるのが、市民がそこではっきり民意としているわけですから、それは、僕、今回初めてではないですけども、誓約したいと思えます。その直後に辞職ということになるんでしょうか。これは私が個人的に考えていることなので、その同じ考えを市長のほうに強要するとか、そういったことではありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。3回目です。

○7番（太田健一君） いろいろと持論を展開していただきましたが、今この状況で一から見直すとか、先ほど討論で僕言わせてもらいましたけども、今本当にこれ、基本の計画がとんざしてしまったら、もう野洲病院がもたない。もう野洲市の信用、今の時点でももう市の信頼がなくなっているという声をたくさん聞いています。必死の、崖っぷちの状況なんですよ。そこをまず理解されていないのかなと思うから、もうこの議論は多分ずっと平行線なんです、昔から。

なので、その点に関してはもう今回質疑もしませんが、1点だけちょっとお聞きしたいのが、先ほどからずっと言われている、何が問題かという、この出されているところの、この住民投票の執行は認めると。ただ、市長が信任を問い直す覚悟と、これはおかしいやろうと。こんなことを認めたら、憲法違反を市議会が認める、野洲市が認めるということ全国に知らしめることになるんですよ。先ほどから何度も言われている一市民の責

任と特別職は同じではない、それは稲垣議員個人の思いでしょう。個人で思っている分はいいかもしれないですけど、ここで可決されてしまったら、今、数の論理で全部通されていますよね、議長裁決で。これが通されてしまったら本当に禍根が残りますよ。これと市民の住民投票は別ですと言われていていますよね。別にはならないですよ、ここで可決したら。市民の皆さんは、今後、これが通った……、出されたら、信任問い直すということが認められたわけやから、というすごく大きな問題なんですよ。そこを何か軽く考えてはるのかなと。その部分、最後に、この1点だけでいいですわ、どのように思われているかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 1点だけ、憲法違反、市民が責任になるというところを再度質疑いただいたと思うんですが、これ表を見ていただいたらわかると思うんですけど、信任を問い直す覚悟と私申し上げております。最終的に、これは御判断されるのは市長自身であります。仮にこの覚悟は求めています、その内心の自由まで議会が踏み込んでいるわけではありませんので、市長自身が必要ないと思われれば、それまでだと思っています。過去に附帯決議等ありましたが、市長自身にそれをお守りになられている意思というのは私は感じていません。恐らく今回この緊急動議について賛同いただいた方も、附帯決議を守る、その附帯決議を尊重される御意思、それが欠落しているというふうに思われていると思います。それこそがまさに憲法違反ではないでしょうか。

私は何度も申し上げますが、市民に責任は、本件、この決議案で及ぶものではないと思っております。恐らく緊急動議の提案に賛同していただいた方も同じように考えていると思います。この辺は見解の相違ですので、これで終了させていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 14番、鈴木でございます。

ただいまより若い議員さんがそれぞれの哲学をお話になりまして、私も本当に参考にさせていただきました。

今の山仲市長におかれましては、28年10月に、やはり公職選挙法によって当選されておられます。ただいま稲垣議員がこの決議の中で、多額の税金を投じて住民投票を実施する限りにおいては、投票結果によって市長は信任を問い直す覚悟で住民投票の執行に臨むことというようなことを稲垣議員はこの決議の中で言われております。

そこで、2点ほどお聞きしたいんですが、この多額の税金を使ってという表現ですね、今、国土交通省がこの病院事業に対して10億5,000万の交付金を出しております。1,600万円と10億5,000万の差というのは、これは大きな差ですね。なぜ国交省が10億5,000万の交付金を出すのか、その要因はどこにあるのかということをお聞きいたします。

そしてもう一点は、公職選挙法と住民投票の、その違いをきめ細かに御教授願いたいと私は思います。

以上です。黙れ。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員、10億5,000万は内定です。

○14番（鈴木市朗君） ……。失礼をいたしました。5,200万は内示されておりますが、10億というのは内定でございます。

○議長（坂口哲哉君） 1番、稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 鈴木議員の質疑に対してお答えしたいと思います。

今、2点の質疑が出されたと思うんですが、先に2点目の公職選挙法と住民投票の違いについては、私の今回の質疑の内容には少しちょっと論点がずれているのかなと、争点がずれているのかと思いますので、この2番目についてはちょっと回答を控えさせていただきたいと思います。

1点目の国土交通省の10億の内示、1,600万との差が大きいという話ではありましたが、この国土交通省の10億の内示と住民投票の1,600万の内容を関連づけられる意味がちょっと私はわかりません。全く別の事業でありますし。

なおかつ、今のお話ですと、山仲市長でなければこの10億円の内示が出なかったと、そういうように何か私は聞き取れたんですが、ただそれを言われるのであれば、国から野洲市に対するいろいろな交付金ですが、やはり他市に比べて、草津なんかと比べて非常に少ない現状があります。それ、やはり国政とのパイプの点で若干ちょっと弱い部分があるのではないかなと、私見ではありますが、私は思っております。

以上、質疑にお答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

暫時休憩いたします。

（午後4時04分 休憩）

（午後4時04分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（鈴木市朗君） 先ほど10億の国からの交付金の話をしました。これはあくまで予定という形で捉まえていただきたいと思います。

まず、多額の税金を投じて住民投票ということで、この1,600万ということ強調されておられますが、まずは既に設計費用として5,200万というのは内示を受けております。あと、10億というのは国交省の内示ですね。だから、反対されている議員さんは、私が申し上げるのは、国交省のその予定されておる10億がまずふいになった場合、住民に対してどのような不利益をこうむるかということが一番懸念するわけです。ですから、反対されている議員さんに今さら私が申し上げるまでもなく、この分については市民負担の軽減ということについてよく考えていただきたいと思いますという思いを持っております。

そして、稲垣議員は答えていただけなかったんですが、公職選挙法と住民投票と同日に行えということをおっしゃっていましたが、同日で行えと。全く性質が異なる選挙で、その同日に執行するということは、これはいかがなものかと。当然公職選挙法は、公職選挙法に定められた選挙運動をしていかなければなりません。ところが、住民投票は、この公職選挙法には相入れない投票でありまして、さまざまな要因が考えられます。ですから、そうしたことについてどのような、同日選ということをおっしゃいますから、どのような違いがあるのか、御説明をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 1番、稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 鈴木議員の再質疑に対してお答えしたいと思っております。

この交付金の話がまず最初に、多額の市税を使って住民投票で、この交付金がふいになるという話がありましたが、そもそも現段階の収支計画立案は、事業計画では、やはり我々は修正を求めている以上、その原案に対して賛成していないわけですから、今の質疑の内容はちょっと成立しないのではないかと私は思っております。これ、賛成を前提にしているわけではありませぬので、何でしょうね、やっていない人に対して、例えば何か、今、関連づいて思いついたんですが、例えば何かの刑事裁判で、やっていない人に対して、本当にやっていないけど、それを反省していないと、否認し続けているから反省していないと、それと同じような内容をちょっと私は今おっしゃっているのかなと思います。

次に、住民投票と同日なのはいかがかとありましたが、相入れないとありましたが、私市は創意工夫することによって同日選は可能だと思っております。といいますのが、全国

的に見ても住民投票と公職選挙法の選挙を実施している自治体が実際にありますので、他市の自治体でできて、なぜ本市だけではできないのか。それは創意工夫によって解決すべき課題かと思っております。

また、責任等ありましたが、私、今一番思いつくのは、橋下市長、大阪市長の都構想で橋下市長がいらっしゃいましたけど、橋下市長は潔かったですね。やっぱり男はああいうふうに潔くないと。ねちねち言っているけどあのように、やはり我々の総大将ですので、そのような覚悟で臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後４時１０分 休憩）

（午後４時１１分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○１番（稲垣誠亮君） 最後の違いについては、法律制度上の問題でありますし、この当初の議案質疑内容の通告からはちょっと少し外れているのかなと思いますので、回答は差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。３回目です。

○１４番（鈴木市朗君） ５，２００万の設計予算は、これはもう内定、先ほど申し上げましたとおりでございます。１０億については、一応予定ということで、なぜ国土交通省がそれだけの、病院にですね、交付金を出したかという、もう申し上げます。立地適正化計画御存じですね。今、国土交通省が推し進めておりますコンパクトシティ、それに対して野洲駅を中心に半径８００メートルの範囲内にそういうような複合施設をつくり上げていけば、このコンパクトシティに対する交付金を出しますよということで決定されて、１０億というのが予定されております。それだけ申し添えておきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 答弁は要らないですか。

○１４番（鈴木市朗君） 要りません。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、決議第3号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後4時14分 休憩）

（午後4時28分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案に対するの反対討論を行います。

先ほど僕の質疑ではありませんが、鈴木議員との質疑の中で、最後、橋下市長は潔いみたいな話が出ていましたけど、そもそも野洲市長は覚悟でやっていません、この病院事業は。この6年間、市民との懇談、そして専門家も入った中で議論を尽くして、6年かけてつくってきた。そうした市民の信託を受けて進めているのであって、覚悟でやる事業ではないです。もしそれが覚悟で、橋下市長は潔いと言われるなら、提案者である稲垣議員は昨年度の市長選で、最初、途中で取り下げましたけど、病院反対で立候補されておられました。ですが、途中で取り下げて、もう一人の反対派の議員のほうで支援者に回ってされて、負けたわけですよ。負けた結果、潔いですか。それは皆さん見ていてわかると思いますよね、今の現状を。自分のことは置いて、橋下市長のことを引っ張り出すのは違いますね。盛り上がっていましたがね、それでね。

ということで、住民コンセンサスというのはもう既に得られているんですね。それをいまだに潔くなく、住民コンセンサスと言われて、先ほど僕も発言しましたが、いたし方なくこの住民投票、これもどちらかという、市長が反対派の言われることに譲歩して、それだけ言われるなら、じゃあもう一度問いましょうかと。市長選で問うて勝たれているんですよ。という住民投票です。それに対して、しろ、しろと言っときながら、今回出さ

れている内容には、要は市長は信任を問い直す覚悟でということと言われて、先ほど最後の僕の質問に対しても答えれて、まあそれは最終的には市長が決めることやと、その進退はと。そんなふうと言われるなら、この附帯決議そのものを出さなきゃいいんですよ。出す必要ないんです。

さっきも、僕、強く言いましたけど、一市民の責任と特別職は同じではないと稲垣議員が言われていましたが、個人的にそう思われるのは別に問題ないと思います。ですけど、この附帯決議がこれで通ってしまうということは、もうそれが決まってしまうということです。先ほどから何度も言っていますが、市民が今後住民投票したいと思っても、覚悟を持ってやらなければならないとなったらブレーキかかるのは当然ですよ。憲法違反ですわ。それをあからさまに認めて、この附帯決議を通すというのは、本当に大問題だと思います。なので、これはもう本当に通すべきではないと僕は思います。

以上をもって、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議（案）に対する反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決はさきの採決と同様に、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合、議長裁決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

決議第3号、議第50号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の修正部分を除く平成29年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坂口哲哉君） 着席願います。

起立者、賛成9人、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、決議第3号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、本職は可決と裁決いたします。よって、決議第3号は可決することに決しました。

次に、議第49号平成29年度野洲市病院事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第49号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第49号は否決することに決しました。

次に、議第51号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第51号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第51号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、本職は否決と裁決いたします。よって、議第51号は否決することに決しました。

次に、議第52号野洲市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第52号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立多数であります。よって、議第52号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第53号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第53号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第53号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第53号は否決することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後4時37分 休憩）

（午後4時42分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議第81号及び議第82号、発議第3号並びに意見書第5号から意見書第10号並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。

議第81号及び議第82号、発議第3号並びに意見書第5号から意見書第10号並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（坂口哲哉君） 追加日程第1、議第81号から議第82号について、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他1件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長（大藤良昭君） 朗読いたします。

議第81号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、議第82号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 議案の朗読は終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、また傍聴の皆さん、長時間お疲れのところでありますが、本日、追加で2議案を提案いたしましたので、提案理由を説明申し上げます。

議第81号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第3号）につきましては、133万円を増額するものです。

歳出の内容といたしましては、民生費の公立こども園運営費で、ゆきはたこども園駐車場出入口において小学生の通学等、早朝の時間帯における歩行者の通行の安全性を高めるため、人員を配置する経費23万円を追加するほか、教育費の幼稚園施設整備費で野洲幼稚園遊戯室のつり天井落下防止工事において、実施設計の内容を精査しましたところ、形状や構造体との関係から、施工に際し、専門的な見地からの監督が必要なことが判明したことから、工事監理に要する経費110万円を追加するものです。

これに対する歳入につきましては、市債及び収支の財源調整として繰越金を追加計上するものです。

次に、議第82号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

住民投票における投票及び開票につきましては、条例で定めるもの以外は公職選挙法の規定に準拠することとしていますが、投票資格の有無の判定等において法との相違が生じていることから、法の規定に準拠するなど、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

以上、御審議賜りまして可決いただくようお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

引き続き会議を行います。

これより、ただいま議題となっております議第81号及び議第82号について、質疑を行います。

御質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第81号及び議第82号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、議第81号及び議第82号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第81号及び議第82号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

ただいま議題となっております議第81号及び議第82号についての採決は、さきの採決と同様に、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定し、議長裁決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

まず、議第81号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 8 2 号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第 2）

○議長（坂口哲哉君） 追加日程第 2、発議第 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例を議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長（大藤良昭君） 朗読いたします。

発議第 3 号野洲市民病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 議案の朗読は終わりましたので、提出者の説明を求めます。

第 2 番、北村五十鈴議員。

○2 番（北村五十鈴君） 2 番、北村五十鈴です。

発議第 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例について、提案理由を述べさせていただきます。

野洲市病院事業の設置等に関する条例は、主に、表題にもあるように、施設の設置を詳しく述べている。例えば名称や場所、診療科目、ベッド数等であり、附則にて施行期日は平成 29 年 4 月 1 日となっております。しかし、地方自治法には予算を伴う条例や規則等については制限があるとしている。それが 222 条である。そこには普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要するべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないとある。この中の「予算上の措置が的確に講じられる見込み」とは、実例から学ぶと、関係予算案が議会に提出されたときを言う。だとしたら、この条例が議会に提出された昨年 11 月にもともに関係予算も提出するべきであり、制限違反とも言える。

ただし、見込みの解釈を広げれば、先ほども述べたように、この条例は主に施設の設置を詳しく述べているものであって、形のない事業を県にも国にも申し述べできないことか

ら、予算は追って通る見込みがあるからと解釈もできる。

しかし、そのための時間的余裕は少ない。施行日は4月1日であり、早々に通さないと、やはり制限違反になる。しかし、条例制定から2月定例会、臨時議会、そして今定例会と、予算は認められない。それどころか、市は議会に同じ提案を出し続け、頑として歩み寄りの努力を感じることはできない。ましてや、いまだに不備な条例を引用して、広報やす5月号には、病院事業設置条例に反した議決ですと、真逆の捉え方。そのまま読めば、条例があるのに議会は反対していると読み取れ、こうも続く。条例による市民との約束を議会が意図的に破棄したということで、重大で不当な議決であると書いてある。重大な間違いをしているのは市側である。公共性の高い広報に実効性のない条例を引用して、ますます市民の皆様に混乱を与えている。その上、まだ整っていない条例を市の受け売りのまま賛成議員は市民に伝え、広めている。本当なら、不備のままのこの条例は提出した市が取り下げのべきではあるが、このまま放置できないものであり、議員発議とする。

予算上の措置が的確に講じられる見込み、すなわち予算が認められないと、この条例は条例としてならず、このままでは幻の条例に終わる。よって、当分の間、予算が認められるまで施行を停止する。

発議第3号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例を提案いたします。どうか議員の皆様の方の法にのっとった良識の判断をお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております発議第3号について質疑を行います。

御質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後4時52分 休憩）

（午後5時06分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ちょっとここで訂正をさせていただきます。

ただいま稲垣誠亮議員からの決議第3号につきまして、日程に追加いたしましたところ、9対9ということでございました。よって、地方自治法第116条1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたしました。伝えておりませんでしたので、改めてお伝えさせていただきます。

以上です。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 発議第3号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例に対して質疑を行います。

まず、第1点目、ぱつと言われましたので、私もどれだけ正確にメモれたかどうか、ちょっとわかりませんが、文書をいただきたいと言いましたところ、それは渡せないということですので、曖昧さがあればお許してください。

予算上の措置が講じられる場合に条例を出すことができると。予算上の措置ができない場合は、それは不備な条例、幻の条例というふうなことをおっしゃったと思うんですけども、この12月に出された条例に北村議員は賛成されましたよね。賛成された方がこの予算に反対をしたことによって不備になってしまったのではないんですか。あなたがそのまま条例に賛成をしていて、予算も賛成をしていただいていたら、不備な条例とか幻の条例にはならなかったというふうに思うんですけども、この点ちょっと説明を求めたいと思います。

それと2点目は、昨年8月の行政が出した基本設計の、この構想のイラストやら、いろいろ出ていたと思います。それと、ことし2月の時点では全く変わっていないんですよ。8月の時点で、9月の議会でも北村議員は何もおっしゃらなくて、12月議会の条例に賛成されているんです。賛成されていて、2月の定例議会でいろいろとおっしゃいましたけどね。あれは本来ならば9月なり12月の議会で言うべき話だったと私はあのとき聞いていて思いましたけども、この全く変わっていないレイアウトなり中身であるのに、あのときにどうして賛成から反対に回られたのか、その理由をお尋ねします。

3つ目、ここで条例に関しては当分の間その執行を停止するということが書かれておりますが、当分の間とはいつまでなのでしょう。

答弁をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） では、野並議員の質問にお答えしたいと思います。

1つ目ですけれども、この11月の条例まで賛成していたのにということですが、私は、おっしゃっていただいたとおり、この条例に書かれている場所、ベッド数、名前等、賛成しております。今も賛成しております。ですので、賛成していたのに、今、その条例に対して賛成していないというのは違うと思いますし、その条例に関しては私はいまだに

賛成しております。ほかの反対議員の方ではそうでない方もおられると思いますが、今、野並議員は「北村議員は」とおっしゃりましたので、私個人的にはこの条例に関しては賛成ですけれども、反対になった理由というのは、ずっと条例まで私はずっと賛成しておりましたけれども、この予算に関して反対したのは、何度も言っていますように、ランドデザインができていないということと、財政的に厳しい、どんどん上がっていく予算に対して不安を持っただけで、もう少し歩み寄っていただけませんか、私も100%とは言っていないので、歩み寄っていただけない限り予算には賛成できないということを主張していると思います。

2つ目ですけれども、レイアウトが変わっていないのにどうして反対したのか。執行部の説明ですと、最初に出してこられた図面が、まだこれは本当の決定のきちとしたものではないんですよ、これから皆さんの御意見をお伺いしてどんどん直していかなくては行けないし、意見も言ってくださいねという執行部を私は信じておりましたので、意見を言えば直していただけるのかなという期待も持っておりましたけれども、お返事は佐藤総合が、これは自慢の設計であると、これでいきたいと思っているという返事をいただきましたので、設計屋さんというのは自分が描きたいものを描くものです。でも、施主は野洲市民でありますので、執行部がこんなものを建ててほしい、だからこんな図面にしてほしいという、そこの部分が佐藤総合に対してうまく説明できていないと思います。だから、佐藤総合が悪いのではなく、きちっと説明ができていなかったのも、全てを変えてほしいと言っているわけではなく、改正できるところは改正してほしい、それが新しい図面を全て描き直してもらわなくても、言っていたように、広場を中心にしたところが市民との約束ですので、広場を中心にした図面にしていきたい。90度変えるなり、幾らでもお金の要らない図面の変更はできたと思いますので、そこは変わっていないというのは、これが答えになるかと思います。

3つ目、当分の間とおっしゃいましたが、これはもうわかりやすくそのまま、予算が通れば、私はもともとの条例にはほとんど賛成しておりますので、予算が通りましたら、この条例は完璧な条例になりますので、それまでの間ということですので、それをお答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 第1点目の場所、ベッド数、全て賛成をしている。反対の理由がランドデザイン、もう少し詳しく説明をしていただけませんか。

あと、予算がふえてきているというのは、私、さっきも言いましたけども、ちゃんと理由があってふえてきているということですよね。ですから、私らが全くわからないのに、うやむやな状況で上がってきたわけではありません。逐一市長が説明をされて、その内容的に、あっ、それはそうだなという、私は納得をしたんですけども、そのところで何が納得できないことやったのか、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。

2つ目の佐藤設計に対して意見を言って、こんなふうに変更、変えてほしいということをおっしゃったというのは、どういう形をもって言われたのか。広場を中心にと、あれ広場を中心になっていると思うんですけどね。駅前からですけども、文化ホールから見たら、あの真ん中に広場がありますから、広場を中心にというところにおいては、駅から見たら広場が中心ではないけども、文化ホール側から見たら広場が中心になっているというふうに思いますが、そこらあたりがどういうふうな思いを、意見を言っておられたのか、具体的にお答えしていただきたいと思います。

3点目の予算が通れば完璧ということをおっしゃいましたが、ずっと予算に反対をされているんですよね。この提出者の方々9人、この方々は一貫して予算に反対をされていますよね。ということは、この体制が変わらない限りといいたいまいしょうか、次の市議選になるのでしょうか、それともこの9人の方の何人かが賛成というふうな形に回られるのでしょうか。何かがないければ、この予算というのは否決されたままですし、予算措置がない条例というふうな形の位置づけをされると思うんですけども、しかし市民の皆さんの立場から言いますと、本当に早く予算を通して病院を建設してほしいというのが多数やと思います。昨年の市長選挙の結果がやはり多数で市長が当選されている。それは圧倒的多数ではないですけども、それでも当選されたんですからね。候補者3人のうち、稲垣さんがおりはったことによって1本に絞られて一騎打ちにほとんどなりましたよね。それでも当選されたのですから、多数が市長の政策に対して賛同をし、市民も早く建ててほしいという、そういう形で、今、私は政策的には市民と市長の政策は合致していると思いますよ。

そういう中において、法に基づいてこんな形になっているというのは、私はもう今反対されている方々が不備な条例にしていっておられるというふうに思いますのでね。この当分の間というのがどこまでなのかということもなく、この方々がどういうふうに展開をされるのかは知りませんが、これはちょっと余りにも曖昧な条例の提案だというふうに思いますので、この部分に関してはもう答弁ないと思いますので、1点目と2点目だけお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 野並さん、できるだけ丁寧に答えさせていただきますので、違っていたら済みませんです。

1つ目、ランドデザインとはどういうことかという御質問だったと思うんですけども、ランドデザインというのは大きなデザインということですので、駅前全体を見て、駅前構想という名前が当初からついていますので、駅をおりてから文化ホールまでのあの5,000平米のところを全体的な1つのデザインとするというのが市民とのお約束でした。ですので、病院だけを進めてしまうと、病院は素晴らしいものが建ったとしても、商業施設なり、駐車場なり、文化ホール、これが建っていったときに1つのデザインにはならないというのが私の気にしているところで、当初、マツカ先生ときは駐車場までデザインされておりました。だから、その大きなデザインを、そんな広い場所でもないのに、商業施設はこんな感じですよ、駐車場はこんなできますよ、文化ホールまでトータルでこんなコンセプトでこういう駅前になりますよというところをお示ししてほしかったけれども、病院だけが先行しておりまして、病院を先行するというのは約束でしたので、それで結構なんですけれども、そういうランドデザインは一切出てこなかったもので、これはもうでき上がってからは、あれっと思ってしまうのがほとんどの駅前になりますので、そこをきちっと出してほしかった。今の設計技術でしたら幾らでも出せると思います。

予算に関してですけれども、先ほどから野並さんとかいろんな議員の方が、エレベーターが欲しいからとかお風呂が要るよねとかというのはとてもよくわかります。私も設計をしていたほうですので、まだ反対にああしたいな、こうしたいなと思ってしまいます。ですので、市民の声をお聞きしていたら、それもそうしてあげたいな、そうなったらいいのにな、もちろん思います。

でも、それこそ58億と56億で用意ドンしたので、56億の絵を描いてみて、一度56億ならここまでできる、これ以上ならもっと予算がかかるから、それでも大丈夫ですか、ここまでしたらこうなりますよという丁寧な予算を上げていく方法が必要であって、これも要るから、あれも要るから、私も思います。看護師の方と相談していただいて働きやすい、それにこしたことはないです。でも、事業計画というのは、ああしたい、こうしたいではなくて、自分がこれだけの見積もりでこれだけの予算で始めた以上、それは最後までその予算を守ってこそ信頼関係が生まれて、執行部についていこう、それならいいじゃないかと思える決断をできるのはその部分であると思いますし、それが5億上がりましたぐ

らいなら別にいいんですけれども、今のところ市民の方にはなかなか土地がどうの、駐車場がどうなったのと、わかりづらいところばかりで、結局金額は100億という数字が出ております。ですので、おっしゃるように100億の中の建築費はこれだけなんですよというのでしたら、それをもっと詳しく述べるべきだと思いますし、この部分に関しては私は58億が100億になったところは建築費以外だということもわかっておりますけれども、賛成はできません。

2番目ですけれども、ごめんなさい、私、ちょっとここがよく理解できていないんですけれども、何でしたっけ、私が書いておりますのでしたら、駅前、病院から始まって、最後、文化ホールまで工事が終わるのは30年先になると思います。駅前の方はこれからずっと音とほこりと危ない環境の中、暮らしていただかなくてはならないところの工事になるので、それこそもう少し歩み寄りを見せる、駅前の方も反対の方もわかっていただける、歩み寄りを見せるのが当たり前だと思いますし、野並さんのお隣に病院が建ったら、きっとそれはたとえ市民のためとはいえ、反対される方をもう少し丁寧に説明するべきだと思います。ごめんなさい、違っていたらごめんなさい。

最後に、当分の間というのは、書き方が不備だったとしたら申しわけないと思いますけれども、やはりこんな大きな事業ですので、それは半分半分ではなく、やはり3分の2以上の賛成があつてこそ、もしもの場合の市民の方に対しても、市民の方も覚悟の上で、自分たちは覚悟の上で市長のせつかくの事業の提案を受け入れたのだから、もしもシミュレーションが上手にいかなくても、税金を上げてもいいよというぐらいの覚悟の上で始めないと、56億、58億で始めて、ぎりぎりの半分半分、それもあつち行ったり、こっち行ったりでは、やはりとてもじゃないですけれども、賛成はできないというのが私の答えですので、当分の間というのは、本当に予算が通ったらというのが何度聞かれても私の答えになります。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今、お答えいただいた駅前全体の構想として、商業施設、駐車場、そういったものを示していただきたいということだったと思いますが、1点目はね。最初、ばらばらで、商業施設はURとかというふうなことが出されていますけれども、けども今は佐藤設計のところであの商業施設のデザインもしてもらおうというふうな、私、行政の説明だったと思うので、駅おりたって全然場違いなものが建つというふうなことにはならない

というふうに思いますし、駐車場に関しましても、やはりそれにマッチしたものになってくるというのは予想されます。そんなスーパーのちゃちな駐車場ができるというふうな、そんなものではないと思いますので、しっかりとした、南草津駅にある草津市の市営駐車場ね、しっかりとしたものが建っていますしね。そういうふうなものになるだろうというふうに私は思うんですよ。

ですから、そういう意味ではちゃんとしたものを最近言っておられるのに、それは認識をされてこれを出されたのかという、行政もきちっと説明をされてきていますので、中身的に聞いて、議員の意見を聞いてそういう形で私は変わってきているというふうに思っているんですけども、まだほかに、あきませんか、グランドデザインの部分に関しましては。納得はされませんか。お尋ねしたいと思うんです。

あともう一つ、56億円が膨らんできたという形を言われますが、これはこの間、5月15日の説明のところでも、病院棟に関しては66億円、駐車場が5億5,100万というふうな形で、病院そのもの、56億円の中には駐車場も入っていませんよね。土地代も入っていませんよね。そんなこと何も入っていませんから、ですからそういうところでどんどん上がっていったというふうな形は、きちっと納得できる話だというふうに私は思います。それを何かこじつけておられるというのか、説明を受けて知っている議員にとったら、北村議員の言っておられるどんどん上がるというふうなのは、市民の皆さんに対して、知らない市民は、ええっというふうな驚きがあるかもわかりませんが、きちっとこの56億円から本体が66億円になったという、それは聞いて知っておりますのでね。だから、ちょっと余りにも市民の皆さんに不安をあおるようなことを言っておられるのではないかなというふうに私は思いますけども。

ですから、この不備な条例になっているから、当分の間、しかも3分の2以上の賛成というふうなね、何か1つの、またたがをはめるといいますか、そういうふうな形で出されるというのも、これも市民の皆さんにとったら残念な話だというふうに思います。遅くまで傍聴して成り行きを見守っておられる市民の皆さんからすれば、何でこんな形で当分の間執行を停止するというふうな条例を出されるのかというのが本当に残念で、同じ議員として残念でなりません。

もう答えられるところがあったら1点目のところの答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 野並さんの今の質問にできる限り丁寧にお答えしたいと思います。

す。答えられるとこだけは答えたいと思います。

グランドデザインのことなんですけれども、駅前構想というのは、私も仕事で何度も携わってきましたけれども、やはりマツカ先生のやっておられたように、あのとき見ておられたと思いますけれども、駐車場と病院はこういうふうにつながっているんですよ、商業施設はこんな感じのものが建つんですよという、駅前構想では全部が1つのデザインになっています。ですので、すごくわかりやすいですし、それが、今、野並さんおっしゃるように、形でということは今の建築の技術では本当に簡単なことです。あれぐらいの平米数のものを、こんなもんが建ちますよ、こうなりますよと描くこと自体は何でもないです。そんな簡単なことは、それこそ市民に対してこんな駅前になりますよ、反対されている方に、こんなふうになるんですよ、我慢していただいたら、ちょっと辛抱していただいたらこんな駅前になるんですよという、それは大きな説得力だと思います。

病院1つに関して言っても、ロータリーのところにコンビニはつくっていますけれども、私も長く介護していましたけれど、唯一コンビニに行ったり、売店に行くのが楽しみでした。でも、駅前のあの広場に向いてコンビニがあって、パジャマ着たまま、病気のまま心を癒しに行くようなデザインにはなっていません。それを広場側にと何度言っても認めてもいただけませんでしたし、この危ない時期、いつミサイルが落ちるかわからないのに総ガラスというのはちょっと問題外だと思いますし、もっとナチュラルな野洲の駅前に似合った、そんな格好いいビルじゃなくても私はいいと思います。それこそ安心・安全をとると思いますので、そういう意味合いでも、このデザインは後世まで残りますので、私は認めるわけにはいきません。

最後、この56億のことですけれども、野並さんは長いこと一般から離れておられるので、一般企業がどうして自社ビルを建てたり、工場を建てたりするかというのを、別に悪い意味じゃなく御存じないと思うんですけれども、それはもうすごく厳しいものです。当初予算を言われて、それで図面をかい、追加なんか一切出ません。そういう世界からしたら、このどんどん上がっていくのが理由があっても、それは理由にはなりません。そんな理由は理由ではなくて、それこそ市民に対する言いわけになってしまうので、とりあえず56億でやる。やりながら、追加した部分はきっちり説明をする。それを1つずつ積み上げないと、まず説明していただくのは、市民ではなく議員です。先ほど誰かも言われておりましたけれども、市民の方に了解を得て、市民の方に相談して、もっともです、大事です。でも、私たち議員が納得しなかったら採決は通らないんです。そこをもう少し議員に

も丁寧に説明していただいて、図面を出していただいて、上がった部分をもう少し丁寧に説明していただいていたら、私はもともと反対しているわけではないので、そういう言い方をしていただくと誤解になりますので、もしも、こんなわかりやすい出し方はないと思いますので、図面を出していただけたらよかったです。

以上とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

発議第3号に対しまして反対討論をさせていただきます。

これまでですけれども、我々公明党といたしまして、山仲市長に対しまして毎年予算要望を行っておるわけでございます。これは二代表制のもとで、現場主義で、集約した市民ニーズに基づきまして、責任ある政策提言を行うために行っております。ことしにおきまして、この平成29年度予算編成に対しましても、人権施策や環境に優しい安心・安全な住みよいまちづくりを目指しまして要望し、反映させていただいているところでもございます。政策決定及び予算編成の過程などの公開によります市政の透明化や財政健全化や集中改革プランによる財政危機の回避など、市民参加と財政健全化の推進を初め、さらには文化スポーツ施設及びコミュニティバスの直営化や、さらに国道8号野洲栗東バイパスの整備促進など、本当に人と町の元気の推進、また市民の安心を高める施策といたしまして、生活困窮者対策と就労支援、学校耐震化、こども園等の整備による待機児童の解消、さらには今問題になっているのは雨水幹線事業に治水施策、さらには野洲駅前整備といたしまして今回問題になっております新市民病院の基本設計着手、これがこの3末にはきち

ったものが上がってくるわけでございます。

また、財政面におきましても、土地開発基金と過去の不要で不透明な財産取得の課題整理と効果的な投資によりますますさらなる健全化を進めておられまして、さらに社会保障教育分野等の行政需要が増加する中、こういった中におきまして法人市民税の減少や普通交付税の合併特例算定の段階的な縮減など、引き続き厳しい財政状況が予測される中でありますけれども、制度の限界を客観的に認識するとともに、費用対効果の認識の徹底や現状及び課題を明確化しまして、課題解決に向けて優先度を見きわめ、さらに的確で良質なサービス提供を今進められ、特に公共施設の老朽化への対応といたしましては、あの新クリーンセンターの更新に伴う整備も、これに続く余熱利用の施設への温水プールの機能移転を初めといたしました施設の統廃合や長寿命化を本年度末に政策、公共施設等総合管理計画とウガウを図りながら今回着手に着実に進めておられるところでもございます。

さらに、この新クリーンセンターの本体部分の整備がこの28年度で完成したことによりまして、前年と比べまして減額となった主な内容といたしましては、継続事業といたしまして公立こども園施設整備、さらには野洲市民病院整備事業、新クリーンセンターの関連余熱利用施設整備、さらに野洲駅北口、きょう、全協でも説明ありましたけれども、北口広場整備事業や博物館収蔵庫整備事業など、新たな事業として病院、病後児保育事業や永原御殿跡の保存整備の事業着手なども計画されているところでもございます。

これらの事業成果を見ましても、間違いなく今回の野洲市立病院の計画は計画どおりに進むものと、私自身、確信しているところでもございます。この事業がこれ以上おくれることは本当に許されない状況であります。また、野洲、現ですけれども、現野洲病院で頑張っていただいております野洲市民、岡田院長を初めスタッフの皆様申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

以上のことから、野洲市民病院事業の設置等に関する事業の停止に関する条例に反対の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

今の反対討論を聞いていますと、何か議員がいろんな市長の事業に対して邪魔をしてきたような言い方をしていますけど、決してそういうことはございません。ずっと賛成でやってきました。もちろん今の病院問題についてはやはり真剣にやらないかんというこ

とでやっておるんであって、先ほどの反対討論は何のことかさっぱりわかりませんでした。

午前からいろいろ聞いておりますと、いろんな意見が質疑だとか討論の中で出ているんですけども、費用が積み上がってきているのはしゃあないというような言い方しています。当然いいものが欲しい。さっき私も言いましたけど、いいものが欲しいとか理想のもんが欲しいのは、それは誰でも一緒ですよ。今出ている分でも見たら非常にいいんで、これはええなと誰でも思います。だけど、そんなに、言うたように湯水が湧くように出してええものか。一番考えてほしいのは、さっきも言いましたけども、基本設計については公募型プロポーザルでやったんですよね。やって選んだ業者に対して、審査委員会のほうからは要請事項いうてつけているんですよ。そこのところを守られていないんですよ、無視されておるんですよ。それでどんどん積み上がっていつているんですよ。もう一回見てください。それだけちょっと言うときます。

それと、私が思うのは、副議長は決裁には加わることはできますけども、平時は、通常は議長と一緒に、やはり中立の立場じゃないといかんと思います。今回のような反対の討論をしたり、きょう出す予定やったやつを取り下げがありましたけども、これも見ましたら副議長が賛成者と書いてある。やはりこの辺は私はまずいん違うかなと思いますよ。よく考えていただきたいなど。ちょっと副議長は姿勢をその辺はきちっとしていただかなあかんかなと私は思います。

それでは、発議第3号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例について賛成討論を行います。

地方公営企業法第4条には、地方公共団体は地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は条例で定めなければならないとされております。市が運営を計画している病院についても、平成28年第5回定例会において、平成28年12月22日の本会議で議決をされました。しかし、本条例が提案されたときから、総務常任委員会を初め、さまざまな場面で地方自治法第222条に基づく予算を伴う条例に該当するのではないかと質問を繰り返し行ってきましたが、明確に理解、納得できる回答は得られておりません。管理者が設置されれば、地方公営企業の業務の執行に関する事務のうち、予算原案を作成して地方公共団体の長に送付することとなっており、条例において管理者はその業務を市民病院で行うとなっております。すなわち、管理者を置くまでは市長が病院を建設する必要があり、今まさにその途中段階であるので、病院設置条例と必要な予算は同時に提案すべきであったと判断します。

野洲市病院事業の設置に関する条例の附則で、管理者の設置は平成30年4月1日からであり、それまでは市長が管理者となるとありますけれども、地方公営企業法第8条で予算の調整はできないこととなっております。したがって、やはり病院の建設に関する予算は設置条例と同時に提出が必要であったと判断をいたします。

質疑等では、反対者はいつまで反対を続けるのか、市民は予算を通して早くやってほしいと言っている。そういうことであれば、そのためには市長はこの局面を打開するため、議会との対話のテーブルに着き、そして真摯に意見を聞き、早期にお互いが納得した上で事業を進めるべきであると思います。議員は二元代表制のもと、市民から選ばれ、市政のチェック機能を働かせることであります。市長の追認機関ではありません。

以上、発議第3号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例に対する賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

さきの採決と同様に、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定し、議長採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第3号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、発議第3号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は可決と裁決いたします。よって、発議第3号は可決することに決しました。

○市長（山仲善彰君） 議長、ただいまの議決に対して再議を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

(午後 5 時 4 9 分 休憩)

(午後 6 時 5 0 分 再開)

○議長 (坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長は公務のため、欠席となっております。よろしくお願いいたします。

先ほど、市長より発議第 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例の議決について再議の請求がありました。

お諮りいたします。

発議第 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例の議決に係る再議についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、発議第 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例の議決に係る再議についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第 3)

○議長 (坂口哲哉君) 追加日程第 3、発議第 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例の議決に係る再議についてを議題といたします。

本件は、さきに議決いたしました発議第 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例の議決に係る再議について、地方自治法第 176 条第 1 項の規定により、市長からお手元の写しのとおり、再議に付する旨の文書が提出されたものでございます。市長が再議に付する理由の説明を求めます。

市長。

○市長 (山仲善彰君) それでは、野洲市病院事業の設置に関する条例の停止に関する条例に対し、地方自治法第 176 条第 1 項の規定による再議を求めましたので、その理由を御説明申し上げます。

本日可決されました野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例は、市が行う病院事業の施行を当面停止しようとする内容であります。野洲市病院事業の設置等に関する条例は昨年 12 月に可決され、本年 4 月 1 日から施行され、既に市の病院事業自体は立ち上がっております。施行前ではなく、今、この段階で事業を停止させることは、市民はもちろんのこと、多くの関係者、関係機関からの野洲市への社会的信用を失墜することになり、これを前提に進められている地域医療や介護の仕組みをも狂わせることにな

ります。また、野洲市の地域医療は新しい市民病院をモチベーションにして、今、限界のところで維持をされています。このことを踏まえると、当面の停止とたやすく考えることは到底許されるものではありません。具体的な課題設定と解除のめどが示されない中での当面停止は、すなわちこれまで市民とともに考え、市議会の決定を経てようやく基本設計の段階まで積み上がってきた野洲市民病院の整備事業の芽を絶やすことであり、その結果、野洲市及び野洲市民から地域医療を奪い去ってしまうこととなります。野洲市民の安全・安心と町の健全な発展と、さらには市内外の信頼関係をも失わせる行為となるものであります。

以上、再議の理由といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております再議について質疑を行います。

御質疑はございませんか。

太田議員。

暫時休憩いたします。

（午後 6 時 5 4 分 休憩）

（午後 6 時 5 4 分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第 7 番、太田健一議員。

○ 7 番（太田健一君） それでは、この再議書について質疑をさせていただきます。

文面の理由の中に書かれていますが、中ほどに、施行前ではなく、今、この段階で提出させることは、市民はもちろんのこと、多くの関係者や関係機関からの野洲市への社会的信用を失墜することになり、これを前提に進められている地域医療や介護の仕組みをも狂わせることになる」と書かれています。それと、下段のほうにも、具体的な課題設定と解除のめどが示されない中での当面の停止は、すなわちこれまで市民とともに考え、市議会の決定を経てようやく基本設計の段階まで積み上がってきた野洲市民病院の整備事業の芽を絶やすことであり、その結果、野洲市及び野洲市民から地域医療を奪い去ってしまうことになるというふうを示されています。この 2 点のところに書いてある、地域医療や介護の仕組みを狂わせるとか、野洲市民から地域医療を奪い去ってしまうことになるということに関して、もう少し具体的に市長の立場から詳しく説明をお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、太田議員から再議の理由説明に関しまして御質問いただきました。ありがとうございます。きょうは私ずっとこの席に座って、再議のときに初めてお話できましたけども、ずっとジェットコースターに乗っていたような気分で、スリリングしながら、できたらどこかで発言と思っておりましたので、御質問いただきましてありがとうございます。何か反対の方からもっとたくさん来るかと思ったんですけども、ゼロという、ちょっと意外ではあります。

まず、御質問いただきました1番目の、この段階で停止させることは、市民はもちろんですが、多くの関係者、関係機関からも野洲市への社会的信用が失墜することになり、これを前提に進められている地域医療や介護の仕組みをも狂わせることになるという御質問であります。もうこれは少し冷静に見ていただいたらわかることだというふうに思います。野洲市内で基幹の病院は野洲病院です。あと、病院はありますけれども、湖南病院、これは精神科専門、そしてもう一つ、びわこ学園も病院にはなっていますが、これは重度身体障害者の方の施設であって、実質野洲病院で市民の方の治療、そして皆さん方、なかなか日々……はしていただけないんですけども、野洲市には特別養護老人ホーム、老健施設等々があります。そこで生活しておられる方も、いざとなったとき頼る先は全て野洲病院です。ですから、単に、健康医療はもちろんですけども、介護福祉施設が成り立つためにも、身近なところで病院が必要であります。

それと、従来から申し上げますように、開業医さんの後方支援、これも実質、今、野洲病院が担っております。

それと、以前御報告はしていますが、野洲市が誇れる仕組みを持っています。私が就任してから皆さんに誘いかけてつくっていただきました野洲市地域医療を考える会、考える会ではあるんですけども、実践する会でありまして、これも野洲病院中心に、今申し上げました2つの病院プラス全ての介護福祉施設、そして薬局、福祉関連のところ全てが入ってもらって部会を設けて市民の健康と医療を守る、いわゆる連携ですね、病診連携、クリティカルパスもこの中でできています。この根幹が野洲病院なわけです。

一番最初つくったときには、当然現況の野洲病院の機能を前提にしていたんですけども、先ほど立入議員が修正動議のところ、元理事の方からは不思議なんですけども、反対議員の中にはこの当時理事の方もあったんですが、平成23年4月11日に現野洲病院から市に対し、新病院経営構想2010が提案されて始まりました。この提案があったきっか

けは定かではありません。これ、何でもない文書ですけども、元理事、現理事が、病院がここまで来ている予算の修正動議を出されるのに、なぜ野洲病院が2010を出してきたのか。これはここに書いてあるように、市民の医療を守る、これ野洲病院に入院、通院している方だけではないんです。今申し上げた本当に広くの関係機関との連携の中で成り立っている医療機関で責任を持って医療をしようと思ったら、耐震強度、I s 値0.3とか、あるいは廊下が狭いとか、手術室の大きさが今の医療基準に合っていないとか、こんなところではだめなので、本当になぜこれが出てきたかわからんという認識で病院が必要とおっしゃってるわけですね。

それはさておいて、これほど綿密に組まれた、特に野洲は本当に地域医療を考える会のこういう熱心な議論、そして実際、当然医師会も入っておられるわけですけどね、開業医さん全て。このネットワークの中で、今、野洲市民の医療は支えられています。自慢じゃないですけども、ほかの町より本当に手厚い。薬局から福祉施設から介護関係から、全てが病院を中心にして、あと開業医さんですね、ネットワーク。この新病院構想が動いてからは、野洲駅前に新病院ができるという前提でこの活動が動いているわけです。賛成になったり、反対になったりはしましたけども、基本方針、基本計画、基本設計と動いてきているので、これが心配なくできるということなわけですね。だから、これが延ばされたら、今申し上げたような失墜とか狂うとかいう以上なんですけども、そういったことになりません。

それと、後ろともちょっと関係はしますけれども、医大との関係、先ほども岩井議員の答弁で触れていただきましたけども、現在、野洲病院は、院長以下、十五、六名の医師が医科大学から来て来てくれています。これは聞かれたらびっくりすると思います、民間病院に。でも、これも新病院があるからこそ、今いてもらっているわけで、今、課題になっている地域の病院でこれだけの医大からの派遣があるというのはありません。

何度も否決されている。否決されそうだったら、学長とか病院長に出会いにあって、事前に可能な限り説明、結果をまた説明。医大のトップは理解してくれているし、かなりの方が理解してくれているから今こうなっていますけども、2年前の11月に最悪の事態のときに、一度医師の異動がありました。そこから先ほどもどなたか言っていただいたように、署名が集まったり、医師会が動かれたりして復活して、設計予算が通りましたからまた復活しています。でも、実際は、御存じのように、大学の医師というのはやはり主任教授、講座のトップの配慮ですから、全ての医科大学の教授の理解を得るのは難しいんです

けど、何とか今ここまで来ています。でも、今回、条例が制定して動き出しているのに、これがとめられるとなったら、それはもう想像を絶する状態になると思います。そのことを申し上げてます。

次の地域医療を奪い去ってしまうことになるのではないかと。これは今のとほとんど重なりますけども、現に今、野洲病院はいろいろ課題がありながらも、医大からの先生、そして従来から踏みとどまって使命感を持って頑張っていた方、これは幾ら心があっても、私には住民投票を覚悟せよとおっしゃったんですけども、図らずも太田議員が、私は覚悟でやっていませんと。これは以前、鈴木議員が市長の覚悟を問うとおっしゃったときに、私は覚悟じゃなくて市民の総意を合意形成しながら進めている客観的な政策ですと申し上げたわけですけども、お医者さん、看護師さん、医療技師の方々の場合は、覚悟というよりは使命感を持って今まで野洲で働いてきて貢献してきたけれども、市民病院ができるんだったら、ただこの新病院に移るに当たっては、当然もう一度採用のゲートは設けさせていただきますよとは言っていますけども、能力と実績のある方はぜひ、意欲とですね、お働きいただきたいということもあるので、新病院を前提にして今頑張っているわけなんです。現基本設計にもそういう思いで、時間外、自分の仕事の間を縫って御意見をいただいてここまで来ています。特にやはり野洲病院の医師、医療スタッフ、そして医大の関係、そしてもう一つは医師会の先生たち、最初から賛成というか、これがなくなれば大変だという思いで活動をしていただいています。こういった方々の意欲がもうここで消えてしまったら、誰が医療の面倒を見るんですかと。

私は言われなくてもお金、財政が一番大事だと思っています。先ほど矢野議員がいろいろ私が取り組んだことを御紹介いただきました。私が就任した平成20年、野洲中学校の設計が出されていきました。巨額な設計金額。総事業費は40億ぐらいでした。すぐに、本来はもうその段階で厳しかったんですけども、見直して約半分ですべていっています。何をやったかといったら、無駄な建物は建てない。無駄な構造をやらない。かなり変えてもらいました。それと、あと工程を順番に変えることによって仮校舎をなくすとか、そういうことです。

だから、今回の病院も、先ほどから事業費はどんどん上がるとおっしゃる方がいますが、理解いただいている方は当初の56億円の中には、これは土地代は入っていませんよと、きちっと説明した上でやってきています。土地代の約10億円については、これは市有地に建てるのか、あるいは病院会計で買い戻したほうが病院起債でいけるから有利な

のか、こういう議論の中で土地を入れましたよと。あと、駐車場、全く一緒です。文化ホールとかの共有になるから、独立するのかPFIにするのか。でも、結果としてこの駐車場も入れました。きちっと説明をしてきています。それを何回議会で説明しても、市民は理解されないといって議員が言っておられる。これは全く論理矛盾です。私は理解しましたが、市民にも同じ思いで説明しましたが、市民の御理解がまだまだなので市は説明してくださいと言うんだったらわかりますけども、市民が御理解されませんから私も理解できませんみたいな論理になっています。

そういう中で、本当に今医療スタッフは消耗しておられます。ここに来て、せっかく成立して動いている条例、これがよりどころなわけですね。予算は動くかもわからないけども、これはここでとめられてしまったら、先ほどの1番と連動しますけども、想像に絶する問題です。常々申し上げていますように、野洲病院があるんじゃないんです。この提案があったきっかけは定かではありませんという認識で思っておられるから大丈夫と思っはりますけども、私はひしひしと感じます。ちょっと触れただけでも野洲病院の状況は変わる。そういうことを申し上げているわけであります。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 市長の説明、細かく聞かせてもらって、よく、すごくわかりました。私、以前、個人名は出しませんが、数年前に病院のことで、そのときもまだずっと紛糾していましたが、この病院計画だめになっても大丈夫やでみたいなことを、口頭ですけど言われている方がいて、誰とは言いませんけど、そういう気持ちでおられるんやなというふうに思ったことがありました。だから、病院計画がだめになっても何とかなるのかなと思いつつ、でもずっとこの6年間ずっとこの説明を聞いてきて、今の市長の説明も聞きまして、単に病院がだめになっても野洲病院で何とかなるという問題ではなくて、今言われた地域連携、本当に今まで積み上げてきたもの、今も一生懸命医師会の方も頑張っておられる、野洲病院のスタッフも医師も頑張っておられる、そういった連携全てが崩れてしまう。もう想像を絶する事態になると言われていましたけど、考えるのも怖いぐらい、状態なのかなと。

ここに書かれていますけど、当面の停止とたやすく考えることは許されるものでないというのは本当にそのとおりだと思います。よって、この再議書を出されるというのはもう当然のことかなと思うので、しっかりこれを守ってというか、そのまま計画が進んでいけ

るように、もう本当に切に願います。

○議長（坂口哲哉君） 答弁は要らないですね。

○7番（太田健一君） 要望です。

○議長（坂口哲哉君） 答弁は要らないですね。

○7番（太田健一君） 要らない。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております再議については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、再議については委員会付託を省略することに決しました。

次に、再議について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例の議決に係る再議について採決いたします。

この際申し上げます。本件について、さきの議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。ただいまの出席議員は19人であり、その3分の2は13人であります。

お諮りします。

本件は、さきの議決は可決でした。この議決のとおり可決とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

ただいまの起立者数は9人であり、起立者は所定数に達していません。よって、発議第3号野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例は、さきの議決のとおり決定することは否決されました。したがって、発議第3号野洲市病院事業の設置等に

関する条例の停止に関する条例は廃案となりました。

暫時休憩いたします。

(午後 7 時 1 8 分 休憩)

(午後 7 時 2 0 分 再開)

○議長 (坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第 4)

○議長 (坂口哲哉君) 追加日程第 4、意見書第 5 号から意見書第 1 0 号まで、教育勅語を教材として用いることは「否定されることではない」との閣議決定の撤回を求める意見書(案)他 5 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第 5 号について、第 7 番、太田健一議員。

○7 番 (太田健一君) 教育勅語を教材として用いることが「否定されることではない」との閣議決定の撤回を求める意見書(案)について提案説明します。

国有地の格安売却疑惑の渦中にある森友学園の幼稚園で園児に教育勅語を暗唱させていたことが問題になっていた中で、稲田防衛大臣が国会で教育勅語の精神を取り戻すべきだなどと賞賛する答弁をしたことに批判が上がりました。さらに、政府が戦前の軍国主義教材の支柱だったこの教育勅語を教材として用いることが否定されることではないとした答弁書を閣議決定しましたが、異常な事態となっています。

そもそもこの教育勅語は、天皇が臣民に対して守るべき徳目として示した教えですが、その本質は天皇のために命を投げ出せというような内容で、これが侵略戦争へと駆り立てる役割を果たしました。こうした反省からも、教育勅語は憲法の理念に反するとして、過去、衆議院で排除決議、参議院で失効決議が採択されました。今回の閣議決定は、特定秘密保護法や安保法制が強行採決の中で施行され、また今国会で……これは成立してしまいましたが、共謀罪と同一線上のものであり、こうした教育勅語の教育内容への持ち込みは、まさに戦争をする国に向かって突き進む危険きわまりない状況であります。国民の自由と権利を侵害し、物を言えない監視社会を目指すことを認めるような閣議決定は撤回すべきです。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

○議長 (坂口哲哉君) 次に、意見書第 6 号について、第 9 番、東郷正明議員。

○9 番 (東郷正明君) 6 番、東郷正明です。

意見書第6号の組織犯罪法改定に反対する意見書を読みます。

共謀罪が衆議院の法務委員会や本会議では、野党の質問に法務大臣すら何ら答えることができない状況で採決が行われました。また、参議院では法務委員会の採決を省略して、本会議での採決を強行するなど、乱暴な形で採決が行われたことは皆さんも御存じだと思います。

また、この法には国連の人権担当、国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏からも懸念を、念書が安倍首相宛に送られてきています。審議すればするほど、一般の市民がかかわるのかどうか、そのプライバシーをどうやって保護するかということが全然明らかになっていないこの法律は、まさに国民の自由や国民の声を封殺するものであって、平成の…この今の時代に治安維持法の平成版であり、歴史を逆行するもので認めるわけにはいきません。この新設に対し、強く反対し、廃止を求め、以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第7号及び意見書第8号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第7号、原発再稼働の中止を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

高浜原発3号機は、平成28年3月に大津地裁が運転差しとめを命じ、仮処分決定で中止が求められ、1年3カ月とまっていた。平成29年3月に大阪高裁が仮処分決定を取り消すということを決し、6月6日、再稼働されることになりました。また、高浜原発、この3号機は使用済み核燃料、ウラン・プルトニウム混合化合物の一部を使うプルサーマル発電です。この燃料は制御棒がききにくくなるなど、本当に危険だと指摘されています。また、4号機も3号機と同様に、5月17日に再稼働されました。4号機も大津地裁の判決で停止されていたのが、高裁の決定で取り消されたものであります。

滋賀県は近畿の飲料水の琵琶湖があり、ひとたび事故が起これば本当に重大な事態になります。こんな事故が起こらないという保証は誰もできません。それどころか、若狭湾には活断層もあり、過去に地震が起こり、津波が発生したことも明らかになっています。そして、再稼働されれば、あと5年余りで原子炉建屋内のプールは満杯になります。さらに、この核燃料棒を保管する対策もありません。使用済み核燃料棒を低レベル放射能化し、地下4メートル、300年間保管するということが決まっていますが、肝心の場所が決まっていません。このような状況で再稼働は全く無責任きわまりない状況であります。よって、

原発再稼働の中止を強く求めますということで、意見書を提出いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、意見書第8号、憲法9条の改定に反対する意見書についての説明をいたします。

安倍首相は2020年、東京オリンピックには憲法を改定し、施行することを表明いたしました。この中に、憲法9条3項に加え、自衛隊を明文化するということがあります。この憲法は本当に、70年前に制定された憲法は、前文に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とあり、第9条は戦争放棄と戦力の不保持と交戦権の否認を明らかにしました。この憲法ができたことによって、本当に多くの国民が歓迎をいたしました。国際社会において、日本は戦争をしない国ということで、名誉ある地位を確立いたしました。この憲法9条に自衛隊を明記すれば、1項、2項は空文化され、世界中の戦場に自衛隊が派兵され、殺し、殺させる状況をつくることとなります。どの世論調査でも9条を変えるべきでないというのは多数であります。よって、憲法9条に自衛隊を明記する改定には強く反対をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第9号について、第13番、山本剛議員。

○13番（山本 剛君） 第13番、山本剛です。

それでは、意見書第9号、介護保険の充実を求める意見書（案）について提案をさせていただきます。

政府が2015年度の介護報酬改定で2.27%引き下げたことにより、介護事業者は厳しい経営を余儀なくされています。介護職員の人材不足も深刻で、介護職員の有効求人倍率は2017年4月時点で3.05倍で、全職業平均の1.24倍を大きく上回っています。人材不足は介護職員の平均月給が全産業平均よりも約10万円も低いこと等が原因です。政府は4月から介護職員の賃金を月額1万円引き上げる処遇改善を行っていますが、約10万円の開きを考えれば不十分です。

また、5月に成立した介護保険法等一部改正案により、2018年8月から介護サービスの利用者負担割合が2割となっている人のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。2割への引き上げは2015年8月に行われたばかりであり、厚労省は負担割合の引き上げが要介護者やその家族にどのような影響を及ぼしているのか、十分な検証を行っていません。にもかかわらず、3割に引き上げることは拙速と言わざるを得

ません。

そこで、以下の4項目を要望いたします。

- 1、2018年度の改定で介護報酬を引き上げること。
- 2、介護職員、障害福祉従事者のさらなる処遇改善を行うこと。
- 3、介護サービスの利用者負担割合の引き上げの影響を丁寧に検証するとともに、2割負担、3割負担の対象者の拡大を行わないこと。
- 4、軽度者に対する介護サービスを将来にわたり全国で十分な内容と水準で提供されるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第10号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 16番、梶山幾世でございます。

意見書第10号について、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）について提案説明をさせていただきます。

平成28年末に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の衆参内閣委員会に置ける附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備や、ギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めております。政府はこれを受けまして、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を公表したところでございます。これまでもギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してきませんでした。政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等も踏まえた上で、ギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求めます。

具体的には、次の3点ですが、公営ギャンブル等は所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な局面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めないということです。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討することを求めます。

2点目、3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

3点目、アルコール依存症や薬物依存症に関してはそれぞれに施策が進められておりま

すが、ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みとあわせて、さらに依存症対策の進化を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第10号までについて質疑を行います。

御質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後7時33分 休憩）

（午後7時37分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

それでは、意見書第7号、原発再稼働の中止を求める意見書（案）について質問をさせていただきます。

この意見書（案）を見ましたところ、内容的に事実に近いものと事実を誤認されているところがありますので、確認のために何点か質問をいたします。

まず1番目に、先ほどの説明では飛ばしたりしていましたが、原発再稼働における日程を、過去のことでありながら、現時点において予定と表現をしておりますが、実績はどうであったのかをお伺いいたします。

2番目に、若狭湾の地震とか津波のことを書かれておりますけれども、これらの地震についてはいつ発生して、それによりどの程度の津波が発生して、被害の状況はどうであったのかをお伺いいたします。

また、今の地震、津波のことについて、証明と申しますか、あかしとなるものはあるのか、お伺いをいたします。

4番目に、高浜原発の使用済み燃料棒の保管プールがあと5年余りで満杯になるという根拠をお示し願いたいと思います。

それから5番目、使用済み核燃料棒を低レベル放射能化しと申しますが、どのようにして低レベル化するのか。

以上、5つについてお伺いをさせていただきます。再質問はしない予定にしておりますので、的確にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 8番、野並議員。

○8番（野並享子君） 丸山議員の質問に対してお答えをいたしますが、お昼休みに家帰ってちょっと資料を探したんですけども、時間的にとてもじゃないけども、きょうもらって即こんだけのところはしっかり答えられないということをお許しいただきたいと思えます。

原発、1点目の現時点において予定と表現しているが、実績はどうであったかというところですが、これは、3号機におきましては7月上旬から運転が始まるということですので、今まだ試運転の状況やというふうに思います。4号機に関しましては、6月16日から営業運転に移る見通しということでありまして、まだ半月ぐらいしか動いておりませんので、インターネットでちょっと私も調べてみましたけども、5月の関電の便りにはありますが、6月の関電の便りには出ていませんので、どんだけ動いているかというのはちょっとわかりません。3号機も4号機も87万キロワットということだけはありますので、出力がそれだけですので、全開にすればそれだけの電力が供給をされるのではないかと。

それに基づきまして、関電は2機の再稼働によって月70億円の収益改善を見込み、それを原資として電気料金の値下げを検討しているというのがインターネットを調べたらありましたので、それがどんだけのものになるのかというのはちょっと、計算をすれば出てくるんだと思いますが、ちょっと時間的に不足いたしております。

（「……」の声あり）

○8番（野並享子君） はい。

2点目の若狭湾の地震のことですが、これはインターネットで検索したら出てきました。天正大地震というのが1586年1月18日に起こりまして、これ江戸時代です。12日間にわたる余震があったということで、これは東寺執行日記とか多聞院日記とかというふうな形で伝承がされております。

2015年の福井大学の山本教授が、高浜からの海岸から500メートルの水田で14から16世紀に津波の跡を発見ということが出されております。また、1662年6月16日に寛文近江・若狭大地震が起こっております。これはマグニチュード7.1から7.6ということで、江戸時代のところでは相当の死者とかいろいろなことが出されていますが、きちっとした数字などは書かれておりませんでした。もうちょっと時間があれば詳しく調

査ができたと思いますけども、ちょっとそこら辺ぐらいまでしかありません。だから、3点目の証明できるものというのは、この程度の証明となります。

4点目の使用済みのプールも、これも全国のプールがあとどんだけやというところの一覧表、地図で一覧表があるので、それをもっと一生懸命探したんですけども、ちょっとこれ、本当に見つかりませんでしたので、見つかったらきちっとお渡しいたします。

5点目の使用済み核燃料棒の低レベル放射能化というのは、これは今、国内じゃなく、フランスに頼んでおります。フランスで処理がされて、日本に早く渡したいというのが現状で、しかし日本ではまだそれをどこに保管するかということが決まってませんので、宙ぶらりんの状況になっております。六ヶ所村でも処理などもされていますが、なかなかそれを300年間も保管をしていくというところのものは全く決まっておりませんので、そういう状況で、今、フランスに頼んでいるというのが現状であろうかと思えます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） よろしいですね。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第10号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第5号から意見書第10号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第10号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、意見書第5号について、第18番、河野司議員。

○18番（河野 司君） 河野でございます。

意見書第5号、教育勅語を教材として用いることが「否定されることではない」との閣議決定の撤回を求める意見書（案）について、反対の立場で討論を行いたいと思えます。

教育勅語は、教育の根本として活用することは既に本案指摘のとおり廃止され、効力を

失っております。一方、中学校社会科など、教科によって歴史的な文書として教育勅語が教育現場の中で引き合いに出されることがあり、質問趣意書に対する答弁書では、憲法と教育基本法の理念に反しない限り、教育勅語を教材として活用することは否定していないものであります。したがって、教育勅語を教材として否定しないことは、すなわち本案が懸念するような国づくりとなるとの指摘は全く当たらないものと考えております。

以上、討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

意見書第5号の教育勅語を教材として用いることが「否定されることではない」との閣議決定の撤回を求める意見書に対して、賛成の立場から討論をします。

森友学園が経営する塚本幼稚園で教育勅語を暗唱させ、何も知らない子供たちに洗脳教育がされていたことが明らかになっていますが、2017年3月8日、稲田防衛大臣が教育勅語の精神であるところの日本が道徳国家を目指すべきであると教育勅語を肯定。安倍内閣は教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないとして閣議決定されました。

今、学校教育が危険にさらされています。教育勅語は「朕 惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト」から始まっています。朕とは、明治天皇を指し、天皇が国民に仰せられることは詔勅という形式によって布告されています。詔勅とは、上位の者が下位の者に告げるというものであり、子は親に……を尽くし、兄弟、姉妹がお互いに力を合わせて助け合いとありますけれども、これらは教育勅語を引き合いに出さなくても当たり前のことです。

そこで問題なのが非常事態発生の場合、つまり戦争ですね。そういうときに真心を捧げて国の平和と安全のために奉仕しなければなりませんとあります。非常事態とは戦争であって、つまり天皇のお告げがあれば命を捧げなさいということなんです。要するに、国家に忠実心を植えつけて物が言えない社会をつくり出そうとしていることにほかなりません。

これまで進められてきた特定秘密法、集団的自衛権の行使容認、安保法制、組織的犯罪処罰法は、物を言えない社会をつくり出し、学校教育においても教育勅語を用いて戦争する国づくりを今進めています。そもそも教育基本法14条2項の法律に定められた学校は、特定の政党を支持し、また反対するための政治教育、その他政治活動をしてはならないとあります。森友学園では、小さな子供たちに教育勅語を暗唱させたり、安保法制通ってよかったねと言わせたりしていましたが、それをすばらしい教育と評価する安倍夫妻や稲田

防衛大臣。教育現場は中立でなければなりません、その一方で子供たちを戦場に送るなという教員を偏向教育として処罰する目的で……つくる等、学校教育への介入を着々と進めています。当たり前のことが言えない社会をつくり、歴史を逆戻りさせることは絶対あってはなりません。

以上のことから、教育勅語を教材として用いることが「否定されることではない」との閣議決定の撤回を求める意見書に対して、強く撤回を求め、賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第6号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 15番、矢野隆行でございます。

意見書6号、組織的犯罪処罰法（共謀罪）に反対する意見書（案）に対しまして、反対討論をいたします。

テロ等準備罪とは、テロ組織などの組織的犯罪集団が重大な犯罪を計画し、メンバーのうち誰かが犯罪の準備行動を行った場合などに、犯罪計画に合意した全員が処罰の対象になるという新たな罪でございます。これまで3回国会で廃案となった共謀罪、趣旨を踏まえつつ、その要件を厳しくしたものでございます。

2017年6月15日、政府はテロ等準備罪を新たに設ける組織犯罪処罰法の改正案を本会議で賛成多数で可決しております。政府は2020年の東京五輪に向けまして、テロ対策は開催国としての責務だと主張し、国際的な組織犯罪の捜査協力などを規定した国際組織犯罪防止条約を締結するためには、テロ等準備罪が必要だとして法案の早期成立を目指していたものでございます。

我々公明党といたしまして、この法案の必要性に理解しつつ示したつて当初は慎重な姿勢をとってきたところでございます。しかし、この処罰対象を組織的犯罪集団に限定し、対象となる犯罪の数も絞り込み、犯罪の計画ではなく、準備行為も必要とするなど、要件が厳格化されたことなどから、本案を了承したところでございます。

一方、民進党や共産党など、野党側や日弁連などは、テロ等準備罪は憲法が保障する内心の自由を侵害する可能性が高く、捜査機関の恣意的な判断で一般市民が処罰の対象になりかねない。現行法制度でも国際組織犯罪防止条約に締結できるなどと主張いたしまして、本案に反対してきております。

2017年4月6日の法案は、衆議院本会議で趣旨説明が行われ、本案は国会審議入りし、与野党の激しい論戦が行われてきたところでもございます。国際組織犯罪防止法、TOC条約につきまして国際的な組織犯罪を防止するために協力して対応するために、締約

国の間で犯罪人引き渡しなどについて規定するもので、2000年11月に国連総会で採択され、2003年に発行しているところであります。

この日本におきましては、2000年12月の署名会議に参加し、署名した上、2003年5月に国会で条約締結の承認を得ていますが、条約の締結のための条件であると少なくとも日本政府が解釈している共謀罪が整備されていないため、締結にはこの時点では至っておりませんでした。

この条約は187カ国地域、これは2016年12月20日現在でございますけれども、締結済みで、主要7カ国、G7の中で締結しておらないのはこの日本のみでございます。

なお、2000年12月に署名会議が行われたマフィア発祥の地とされますイタリア、シチリア島のパレルモだったことから、パレルモ条約とも呼ばれております。条約制定の背景には、1994年代のマフィアによります薬物や銃の密輸拡大がありまして、このテロリズムではなく、マフィア対策を念頭につくられたものと指摘されております。

日本がこの条約を結べば、犯罪者の引き渡しができる相手国がふえることや、捜査上の情報交換がスムーズに進むなど、メリットが想定されております。このTOC条約を締結するためには、テロ等準備罪がなぜ必要なかが、このTOC条約の第5条におきまして、重大な犯罪についての合意を罰する、いわゆる共謀罪もしくは犯罪集団に参加することを罰する罪……ですね、のいずれかを国内法で整備することを条約締結のための条件とされておったところでございます。これに基づきまして、政府は共謀罪の趣旨を盛り込んだ、今回、このテロ等準備罪を修正する法案の成立が条約締結のために必要だと主張してきたところでございます。

さらに一方では、条約の第34条におきまして、国内法の基本原則に従って必要な措置をとればよいとしてもおります。日弁連は、この34条及び国連の立法ガイドを根拠に、文字どおり共謀罪立法をすることは求められていないとも、これは指摘されております。

また、この日本におきまして、各種予備罪、共謀罪があることから、組織犯罪を有効に抑止できる法制度は既に確立されても、日弁連はおっしゃっておりますけれども、共謀罪を新設することなく条約の批准をすることは可能だとも主張もしております。これに対しまして、法務省は立法ガイドの記載は共謀罪もしくは参加罪のどちらかを義務づけているという第5条を前提としているお互いの反論があるわけでございます。

こういった中でございますけれども、この2020年のオリンピックに向けまして、安全な日本をつくるために、今回、このテロ等の組織的犯罪処罰法、共謀罪が成立されたと

ころでございます。

こういった以上のことから、組織的犯罪処罰法、いわゆる共謀罪に反対する意見書案に対しまして反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第6号、組織的犯罪処罰法（共謀罪）に反対する意見書に対する賛成討論を行います。

この共謀罪ですが、衆議院法務委員会で、また本会議で本当に野党の質問にほとんど答えることができない状況の中で採決が行われ、さらに参議院では法務委員会の採決を省略して本会議で採決を強行するなど、本当に異常な状況で成立されました。テロ等防止法となっておりますが、本文にはテロという文字はありません。しかも、日本の中でテロを防止するためには、既にもう13の法律があつて、きちっと防止する対応ができております。

この共謀罪の法律に対して、国連の人権担当、国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏からも、これは、共謀罪はテロリズムや組織犯罪とは無関係な犯罪も対象になっており、恣意的に運用される危険があると指摘をしております、プライバシーに関する権利に影響を及ぼす深刻な懸念があると、そういう書簡が送られてきました。しかし、この書簡に対して政府は抗議をするなどと、本当に世界的にも恥ずかしいような状況となっております。

国会答弁でも法務大臣と刑事局長の答弁が食い違うなど、共謀罪が一般の市民にプライバシーをどうやって保護するかということが全然明らかになっておりません。現在でも、今、組合事務所が盗撮されているような状況もありますし、いろんな集会で盗撮されているということも、今もう既に起こっております。こういうところを警察は合法ということをおっしゃっております。この共謀罪ができることによって、さらに警察による盗聴、盗撮、そしてメール、LINE、電話、いろんな形で国民が監視されるという、そういう状況になってしまいます。しかも、政府答弁の中で、人権団体とか環境団体の中にそのような人があるかどうか分からない状況の中でも、いると警察が判断をすれば、その団体そのものを監視するという、そういう状況となっております。

今、TOCの問題を言われましたが、この条約を締結するために国内で法律をつくらなくてはならないということは全くありません。矢野議員もそういうことを日弁連が言っているとおっしゃりましたが、そういう中で本当に新たにつくらなければこの条約を

批准できないというような状況ではございません。しかも、このTOCの条約はマフィア対策で、テロ防止とは全く位置づけておりません。

というような状況ですので、今、法案が可決され、もう実施されるという状況であります。瀬戸内寂聴さんなど、作家初め弁護士会など、今本当に廃止をしなければという運動が大きく広がっております。この共謀罪の新設に強く反対して、廃止を求めていきたいと思っております。

以上、この意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第7号について、第4番、丸山敬二議員。

○7番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

それでは、意見書第7号、原発再稼働の中止を求める意見書（案）について、反対の討論をいたします。

まず最初に、先ほど質問をさせていただきましたけども、この意見書（案）で述べている内容については、全体的に意見書としては不向きだと、まず申しておきます。

東京電力福島第一発電所の事故の反省や国内外からの指摘を受け、数々の問題点を解消し、新しい規制基準を策定し、政府見解でも世界で一番厳しい規制基準であり、この基準に適合した原発は再稼働する方針であると言っております。その上で、司法判断のもと、高浜原発4号機、続いて3号機の再稼働が認められたものであります。意見書にいろいろな心配事が書かれておりますけども、原発を有する大手電力会社では、全てそれぞれ対応策はとっており、素人が心配するには及ばないものと思っております。

先ほどの質疑に対しても、野並議員は、昼の時間も惜しんで調査をしていただきました。この辺につきましてもは感服いたすところであります。しかし、昼の時間に帰って調べないかんようでは、私はこの意見書の出たことに疑問を持っております。恐らく上からの指示により出たのではないかなと思っておりますけれども、そうであれば非常に大きな間違いも中にはありますので、その辺を若干申し上げたいと思っております。

プルサーマル発電における核分裂反応を制御する制御棒、確かに中性子の割合が少なくなり、制御棒の制御停止能力が若干低下をいたします。これはもともとMOX燃料を使った原子炉では中性子の割合が少ないため、ウラン燃料だけのときより制御棒やホウ素の効きが悪くなります。これの対応策として、制御棒の効き目が十分確保されるような位置にMOX燃料を配置したり、ホウ素濃度を増して制御効果を確保しております。

津波のことにつきましても、先ほど調べていただきました天正地震、1586年ですけ

れども、これは裁判のときに福井大学の山本教授らが堆積物を発見したのがこの天正地震ではないかということと言われておりますけれども、この山本教授らの調査団が調査により発見したとされる堆積物が若狭湾の津波によるものと仮定して、高浜発電所に影響を及ぼす海域での活断層を想定し、津波が到来したとしてシミュレーションを行ったところ、過去に高浜発電所の安全性に影響を及ぼすような津波が生じたという根拠にはならず、電力会社側が策定した基準津波の妥当性を左右されるものではないというふうに裁判でなっております。

最後になりますけれども、この意見書に重大な間違いがあります。先ほどの質疑でもお尋ねしました使用済み核燃料棒を低レベル放射能化し云々という文言がありますが、使用済み燃料棒を低レベル化する技術が確立したとは聞き及んでおりません。使用済み燃料からは高レベル放射性廃棄物が発生をします。使用済み核燃料は再処理をして、プルトニウムと燃え残りのウランを回収した後、高レベル放射性廃棄物としてガラス固化化にして、最終的には地下300メートルより深い岩盤に埋設する計画となっております。したがって、4メートル300年というのは、これには該当しません。低レベルは4メートル以下ぐらいでやりますけれども、300年というのはちょっとありません。

それで、意見書の最後に、再稼働は無責任きわまりない状況ですとの文言がありますが、この意見書全体が、先ほどから申し上げているとおり、意見書自体が無責任きわまりないものでありまして、本市議会、市議長から政府へ到底提出できるものではありません。

以上、反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 意見書第7号、原発再稼働の中止を求める意見書（案）に対する賛成の討論を行います。

今、丸山議員は反対討論で、意見書自体が無責任、上からの指示、素人発言、何を考えたか偉そうな態度で発言していましたが、病院問題と一緒に、本当に危機感がないというか、気楽に考えているなというふうに感じました。

それでは、原発が事故を起こすとどれだけ危険な事態を起こすかということは、東京電力の福島第一原発事故によって明らかになりまして、それから6年たった今でも収束のめども立たず、さまざまな課題が浮き彫りになり続けています。

そうした状況の中、2015年に福井地裁が高浜原発の3・4号機の再稼働を認めない仮処分や、翌年の大津地裁の判断による3号機の再停止は当然であって、両地裁は新規制

基準について穏やかに推移、これに適合しても本件原発の安全性は確保されないや、直ちに公共の安寧となると考えることをためらわざるを得ないと、根本的な疑問を突きつけたことは真つ当な判断でありました。

しかし、安倍政権は九州電力の川内1・2号機、四国電力の伊方3号機を再稼働させ、今回の高浜3・4号機に続いて、夏以降には九州の玄海原発や関西電力の大飯原発の再稼働も狙われておりまして、まるで両地裁の決定はなかったかのように、そして過去の過酷な事故がなかったかのような国と電力会社の無責任で無反省な姿勢であります。

では、なぜこうまでしても原発をやめないのかという疑問を多くの国民が感じているところではありますが、そのからくりはこうです。

そもそも人間がやることに100%安全ということはありません。それは原発も同じで、安全性を高めれば高めるほど高くつくので、どこかで妥協しなければなりません。例えばヨーロッパの規制基準は日本よりもかなり厳しく、万が一の事故の際に溶けた核燃料を受けとめて封じ込めるためのコアキャッチャーという仕組みや飛行機テロ防止のためにコンクリートも二重になっています。しかし、日本がヨーロッパ並みの厳しさにできない理由は、一旦つくってしまった原発に後からこうした安全性を高める仕組みを無理につけようとすると莫大な費用がかかります。安全性を高めるためには必要であります。余り規制を厳しくすると、古い原発は経済的な理由で再稼働ができなくなってしまいます。

となると、古くて危ない原発なら再稼働しないほうがよいと多くの国民が考えるのは当然ですが、それでは電力会社は困ってしまいます。新たに原発をつくるには費用がかさみ、古い原発を廃炉にすると、これまで資産として計上していた原発が一気に負債に変わって経営破綻してしまうからです。

政府としても電力会社に破産されてしまつては困るために、規制基準を余り厳しくできない事情があります。それは電力会社はこれまで安全な投資先とみなされていたので、日本の銀行や保険会社が株を買っていて融資も行ってきていますが、電力会社が経営破綻してしまうと、銀行や保険会社が莫大な被害を受けて、日本経済が大混乱してしまいます。もし仮に安倍首相が電力会社を破綻させて日本経済を混乱させるよりも、本当は世界一安全とは言えないけれど、福島第一で事故前よりはそこそこ安全性を高めた原発を事故が起らないように祈りながら、だましだまし使っていくのが日本経済にとって一番よいというようなことを正直に言うと、それこそ国民の大多数が再稼働に猛反対することになります。安倍首相は日本の安全基準は世界一です。安全の確認された原発から稼働すべきと再

稼働に前向きな姿勢を示してきましたが、要するにこのようにうそも方便と言えるような形で、日本国民をだまし続けているわけです。

国民が求める即時原発ゼロを明確に打ち出せない理由も、原発の利益にしがみ続ける財界とアメリカの圧力に言いなりになっているからであり、そうした電力会社の役員、OBや電力業界の労働組合から献金を受けているため、方向転換できないままにいるわけです。こうした利権政治を根本的に変えていかない限り、再び起こり得る惨事を防ぐことはできません。

安倍政権は原発を重要なベースロード電源と位置づけていますが、原発を稼働させなくても電気は足りています。経済産業省はことしの4月に、この夏も昨年夏と同様に、関西エリアも含め全国で節電要請を見送ることを発表していることから、再稼働を推進する政策に何の道理もありません。再稼働ノーの世論も多数のままで、ことしの3月の世論調査でも再稼働反対が55%と、賛成26%を大きく上回っています。

大阪高裁の決定は、原子力規制委員会の新規制基準を正当化し、これに適合していれば安全という新たな安全神話を追認したものですが、地震や津波の想定は、安全対策、避難計画などの不安は払拭されておらず、国民を危険にさらす上、住民置き去りの再稼働は中止すべきです。

以上、原発再稼働の中止を求める意見書（案）に対する賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第8号について、12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております憲法9条の改定に反対する意見書（案）について、自由民主党の見解を読み上げ、反対討論といたします。

自由民主党は、立党以来、自主憲法の制定を党是として掲げており、時代に即した新たな憲法の姿を国民に示し、憲法改正運動に取り組んでいます。また、憲法改正のために必要な国民投票制度について、10年前に法律が成立し、交付からもう既に7年が経過しています。国会は国権の最高機関として、憲法改正の発議をすることが憲法上認められています。憲法改正は、国民の過半数の賛成を得なければ実現しないことから、発議に当たっては国民各界各所からの意見を踏まえ、慎重な議論の末に発議されることは言うまでもありません。

我が党は、さきの参議院選挙において、国民合意の上に憲法改正を公約しており、各党との連携を図り、あわせて国民の合意形成に努め、憲法改正を目指す方針です。選挙で公

約したことについて実現を図ることは政党としての当然の責務であると考えます。また、平成29年、党運動方針の中でも、両院の憲法審査会や各党との連携を図り、憲法改正原案の発議に向けて具体的な歩みを進めるとしており、党の憲法改正推進本部において、発議案の作成作業に着手し、両院の憲法審査会での慎重な審議を経て、憲法改正の発議を目指す方針です。

憲法と自衛隊の関係については、政府としては自衛隊は合憲との立場ですが、憲法学者の多数が自衛隊を違憲としており、我が国の平和と安全を守るために自衛隊を憲法上に明確に位置づけるべきと我が党は考えております。本案の姿勢は、我が党の基本的な姿勢と根本的に異なるものと考えます。

以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

意見書8号の憲法9条の改定に反対する意見書に賛成の立場から討論を行います。

安倍首相が5月3日の憲法記念日に、憲法9条改定を2020年に施行すると表明しましたが、内閣総理大臣が憲法改定を表明すること自体が、内閣総理や裁判官など、全ての公務員に憲法を尊重し、擁護する義務を課した憲法99条に反する憲法違反であることは明らかです。改定の中身は、9条1項と2項を残し、3項に自衛隊を明文で書き込むとされていますが、そうなれば文字どおり無制限で海外での武力行使を可能にすることになります。

これまで政府は、憲法9条2項の制約から、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力組織であって、戦力に当たらないと説明してこられました。しかし、憲法9条の3項に自衛隊が明記されれば、憲法9条2項が残されたとしても空文化してしまいます。憲法2項の陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないですが、そこに、3項に自衛隊を明文化すれば、自衛隊は自民党の憲法草案にある事実上の国防軍になるのではないのでしょうか。

自公政権で既に集団的自衛権の行使容認の閣議決定がされていますが、日本共産党は集団的自衛権は憲法違反だとして、これまで閣議決定の撤回を求めています。安倍政権は憲法を改定して日本を戦争のできる国にし、日本が攻撃されなくても多国籍軍といつでも戦争することが可能になるようにしようとしています。これは我が国を守るものでも国民の命を守るものでもありません。戦争は国と国との殺し合いであり、我が国と国民の命が危

険にさらされます。戦争で多くの犠牲者が出たその時代に歴史を逆戻りさせてはなりません。歴史を反省し、国際社会において紛争を解決する手段としては、国権の発動で武力行使をするのではなく、戦後70年間続いてきたこの日本国、戦後70年間、日本の自衛隊が殺し殺されることなく平和が維持されてきたのは、この憲法9条があったからです。平和憲法を守り、世界に広げることこそ今求められています。元幹事長の石破茂さんも、また自民党の憲法審査会の会長の船田さんも憲法改定には急ぐべきでないと発しておられます。

安倍政権は、ニューヨークでの国連本部で行われたNPTの会議で、核兵器を廃絶するための会議にも出ず、107カ国が核兵器禁止の文書に賛同していますが、しかしアメリカの核の傘の下にある日本は、アメリカに配慮して、これには賛同もしない。世界で唯一の被爆国でありながら、核も否定できないということで、世界の国々から日本の進む道に懸念が寄せられています。

憲法を守ることは国民の命と世界の平和への道であり、憲法を変えるのではなく、平和憲法を生かし、平和外交で国際平和を誠実に……をすることこそ、日本政府がとるべき態度ではないでしょうか。憲法をないがしろにする改定は断固許されることではありません。よって、憲法9条の改定に反対する意見書に対して賛成討論とします。

続いて、意見書10号、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書に対して反対討論を行います。

特定複合観光施設区域の整備に関する法律として、平成28年に強行採決されたこの法律は、国会でほとんど審議がされずに強行されました。特定複合観光施設区域という何のことかわからない名称になっていますが、その中身はカジノ施設と会議場施設、宿泊等の施設が一体となっているギャンブルのための宿泊施設です。そもそもカジノは刑法で禁じられているのに、政府が進めるというのは納得ができません。しかも、その法律を通すため、附帯決議をつけてギャンブル依存症対策や臨床医療体制を求めるというのは、命や健康を顧みず、企業のもうけを優先した言語道断の法律です。

公営ギャンブルは一元的な規制が困難であり、ギャンブル依存対策の十分な実施が望めないとあります。しかし、カジノで依存症が出るのがわかっているながらギャンブルを認めるというのはいかかなものかと思います。依存症対策の強化を求めるのではなく、依存症を生み出すカジノ法そのものを廃止するのが一番の対策ではないでしょうか。なぜ政府が刑法で禁じられているカジノを進めるのか疑問です。

石井国土交通大臣は、観光立国に資すると国会で答弁されていますが、そうであるならば、観光立国推進基本法の基本理念でうたわれている住民が誇りと愛着を持てる地域社会の精神に今こそ立ち返るべきではないでしょうか。

既に日本ではギャンブル依存症が536万人と言われています。パチンコと比べてもうけた違いに刺激の高いギャンブルがカジノです。カジノを解禁し、国民の懐からお金を吸い上げ、その上がりを使って依存症対策をとるとするのは認められません。

きょうの毎日新聞でも、ギャンブル対策のための予算が厚労省でことしの3月に3億円組まれたそうですけども、現在まで交付されたのはたった5万円ということです。この費用も国と、そして地方自治体が折半でその費用ははからなければいけないと思うんです。

意見書では、依存症対策の法制化で依存症対策のシカを因ることを求めています。カジノ施設の解禁そのものを撤回することが何よりの一番の依存症対策であることを強く強調し、反対討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第10号までについて、さきの採決と同様に、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定し、議長裁決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

意見書第5号、教育勅語を教材として用いることが「否定されることではない」との閣議決定の撤回を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第5号は否決されました。

次に、意見書第6号、組織的犯罪処罰法（共謀罪）に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第6号は否決されました。

次に、意見書第7号原発再稼働の中止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号憲法9条の改定に反対する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号介護保険の充実を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第9号は否決されました。

次に、意見書第10号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第10号は否決されました。

(追加日程第5)

○議長(坂口哲哉君) 追加日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、既に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ただいま異議ありの声がありますので、起立により採決しますが、追加日程第5、議員の派遣については、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議員の派遣については、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は可決と裁決いたします。よって、議員の派遣については可決とすることに決しました。

なお、ただいま議決されました議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任いただくことに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後8時35分 休憩)

(午後8時45分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議長よりお許しをいただきましたので、平成29年第3回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、議員の皆さん、長時間にわたり御審議お疲れさまでございました。ありがとうございました。

また、本定例会は、去る6月8日に招集し、本日に至りますまでの22日間でありました。当初提案の当初予算1件、補正予算2件、条例の改正2件、その他27件の計32議案並びに追加提案いたしました補正予算1件、条例の改正1件を合わせた合計34議案について慎重審議の上、市民病院整備関連予算及び総合体育館条例の一部改正条例4件を除き、お認めをいただきました。まことにありがとうございます。

市民病院整備関連予算は、平成29年第1回定例会及び第2回臨時会に続いて否決をされました。一般質問におきましては、さまざまな分野における施策に対しまして貴重な御

意見や御提案をいただきました。まことにありがとうございます。

市民病院整備事業は、提案説明でも申し上げましたとおり、市民の中核的医療を守るためには欠かせない事業であります。市が長年支援してきた民間の野洲病院の施設は明らかに限界に近づいており、時間的余裕がなくなっております。医科大学からの医師派遣を含め、現在の野洲病院での医療の継続は、新病院への展望による士気及び技術によってかろうじて保たれている状況であります。

1度否決された予算案を何度も提案するのはけしからんとのお意見もあるようですが、全く見当違いであります。その理由は大きく5つあります。

まずは、病院設置条例が施行されていること。

2つ目は、市民の中核的医療を守るために、過去6年間、市民と専門家によって練られ、積み上げられ、そのことが野洲病院の運営改善の支えとなり、市民の受益として還元されてきたという実態があり、市民の期待の高まりの中で、たやすくは譲れない計画であること。このことは、去る6月17日の市民との話し合いの場でも確認されています。

3つ目は、市議会における反対議員から明確な反対理由及び現計画に対する具体的な対案が示されていないことでもあります。特に、昨年公表された市議会会派の野洲病院を速やかに市民病院にするという案の熟度が一切高まっておらず、市民の健康と医療、まさに命への思いを全く欠き、根拠なき財政不安をあおる反対のための反対であると言わざるを得ません。

このことは、今回の予算修正動議の提案理由説明が、新病院整備は本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題であります。将来を真つすぐ見つめることは大事ですが、それと同様にしっかりと周囲を見渡すことも大事だと考えますと締めくくっておられることに端的にあらわれています。市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題であるからこそということは私も同感であります。それゆえ、これまで慎重な調査、検討と手続を経て手がたい計画を策定し、着手してまいったものであります。また、周囲を見渡すことも大事との御意見も、まさにそのとおりであります。しかし、その間にも健康と命の不安に直面しておられる市民がおられます。また、施設基準を満たしていない野洲病院の施設は年々劣化しており、そこで懸命に医療を支えている医師、スタッフの使命感にも限界が来ております。いつまで見渡してばかりいるおつもりなのか、まさに反対されていることが優柔不断そのものであります。

3年前に湖南4市が済生会病院の協力を得て開設し、医師会と滋賀医科大学の協力によ

って運営している湖南広域休日急病診療所は、当初計画をはるかに超える利用があり、運営は想定以上に順調であります。構成市以外からの利用も多く、公共による医療経営を否定している病院経営者でもあり県会議員でもある方の地元からも、極めて多数の市民が利用をされています。

なお、この議員においては、公の場で野洲病院に関して市民病院を前提にして職員が、ちょっと言葉は忘れましたが、働かなくなったから経営が悪くなったという趣旨を述べておられますが、全く逆でありまして、民間病院のときに、これは職員さんの理由ではなくて経営が悪くなった。市民病院が想定されてからは逆に働きがよくなって病院経営も高まってきたわけではありますが、全く違った認識で物事を考えておられます。まさに、公立病院の公立のよさがここでも実証されているところでもあります。見渡してばかりいないで、決断、実行した結果であると考えます。

4つ目は、議案の内容及び状況が各議会の段階で進展していることでもあります。具体的には、5月の提案では国の交付金のめどが立って財政負担が軽減された案となっていること。6月の提案では、国交付金に加えて、昨年からの作業を進めてきた基本設計の成果が明らかとなり、それを前提に審議を求めたことなどでもあります。

最後に5つ目は、3回の否決がいずれも可否同数となり、異例にも議長裁決で決まっているが、議長の裁決の説明責任が全く果たされていないことでもあります。今回の否決を受けて、開院手続、実施設計等を含めたスケジュール面、財源確保、医療機関及び団体との信頼関係の維持確保など、課題が多く想定されます。少なくとも開院手続及び実施設計等のスケジュール面から、残念ではありますが、開院時期のおくれが想定せざるを得ないと考えております。

次に、住民投票の発議について申し上げます。

本日の予算修正案の可決に当たり、住民投票の執行についての附帯決議が可決されました。その概要は、住民投票を実施するならば市長は信任を問う覚悟で執行せよという議会の決定であります。そもそも私が予算を求めた住民投票は、野洲市民病院の場所を駅前とすべきかを問うための住民投票であり、市のまちづくり基本条例と住民投票条例という2つの例規により定められた趣旨、結果が持つ効果、結果に対する各機関の義務などを承知した上で決議を検討してきたものであります。今回、議会が決議という手法を用いて、これを例規たる条例で定められた趣旨や効力を恣意的に変更されたことは、住民投票の制度上、容認できるものではありません。二元代表制の一方である市議会が住民投票に対して

このような条件を付す決定をされた以上、この決議がつけられた予算を執行することは例規で定められた制度の趣旨、効力等を恣意的に変更された議会の行為に同調することになり、法令遵守の観点からも執行できないものと解されます。また、議員間討論でも指摘されており、何より将来の市民や議会、市長、とりわけ市民の皆様がこの制度を活用する際の足かせをつくることになり、ひいては本市の民主主義制度を萎縮させることになるからであります。さらには、執行に当たっての作業や手続の条件づけであれば容認できますが、信任を問う覚悟という内心の自由にも及ぶ条件を付すことは日本国憲法の定める規定にも反しかねない決議であると考えております。したがって、今回の予算にこのような附帯決議がつけられた以上、住民投票を発議し、予算を執行することができなくなりました。

なお、住民投票予算に関しましては、次の議会で減額補正をする予定であります。

この問題につきましては、別の観点から見ましたら、対立候補なき市長選を戦うことが想定され、この面からもこの決議により住民投票は成立しないものと考えます。

また、次回に再度病院関連予算の提案を行ってまいる予定であります。今議会においても市民病院関連予算は全て議長裁決により決せられました。議長裁決の説明責任が依然果たされていない上に、先般明らかになりましたとおり、公文書の不適正な取得を行いながら説明責任が果たされていないという議長の姿勢と判定には私は信頼が置けないという理解をしております。

特に、今回の停止条例の可否同数後の裁決においては、議長が可決の決裁をされたことは大変重大な問題であると考えます。野洲市には議会基本条例があり、その第6条で、議会の議長は議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならないと、特に規定がされております。このような条例がない自治体においても地方自治法に定める議長の議会代表権や委員会の議決権がないことを根拠に、この議長も中立を保たれているのが通常であります。特に可否同数の場合の決裁については、現状維持の判断をされることが会議原則であることは周知のことであり、今回、議長がこの原則を曲げてでも、既に可決され、施行されている条例の停止条例を可決と決裁されたことは尋常ではありません。改めて議長には重大な説明責任が生じていることを強く申し上げます。

また、総合体育館条例の一部改正の裁決という全く法的手続への理解及び認識においても同様であると考えます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、臨時会にも御参集いただいた上、

本議会でも病院予算を含め、多数の議案について慎重に御審議いただいたことに心よりお礼を申し上げます。

これからまだ梅雨がしばらく、その後暑くなりますが、皆さん方健康に御自愛され、市政発展のために御活躍いただくことをお願いいたしまして、閉会に当たっての御挨拶いたします。まことにありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、平成29年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。（午後8時57分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年6月29日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 東郷正明

署名議員 中塚尚憲